

# 今村成和先生 生誕 100 年記念の集い

畠山 武道  
來生 新  
中村 睦男  
五十嵐 清  
高橋 高志  
厚谷 襄児  
向井 諭  
鈴木 賢

# 今村成和先生 生誕 100 年記念の集い

畠山 武道  
來生 新  
中村 睦男  
五十嵐 清  
高橋 高志  
厚谷 襄児  
向井 諭  
鈴木 賢

はじめに

前半

今村先生の行政法学	05
今村先生と経済法 —1970～75年北大大学院生活の回顧を中心に—	21
今村先生の憲法学への貢献	40

後半

回想の今村成和先生	55
感謝の今村ゼミそして「ロフティ・アンビション」	65
公正取引委員会当時の今村成和先生	76
閉会の挨拶	82



この「ACADEMIA JURIS BOOKLET」シリーズは、北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センターが主催したシンポジウム・講演会などの内容を記録するものです。  
本号には、二〇一三年九月二十八日に北海道大学文系共同講義棟（軍艦講堂）五番教室で行われた「今村成和先生 生誕一〇〇年記念の集い」（共催：北海道大学法学部同窓会）の内容をおさめました。

## はじめに

北海道大学法学研究科長・法学部長 巨理 格

本ブックレットは、昨年（二〇一三年）九月二十八日に北海道大学で開催された「今村成和先生生誕一〇〇年記念の集い」に際してご登壇頂いた方々の、ご講演の内容を記録したものです。

今村先生は、一九一三年七月二十日、京城（ソウル）でお生まれになり、一九九六年十月十三日、八十三歳にて永眠されました。したがって、昨年は、今村成和先生が生誕されてから百年目に当たる年でした。

先生は、北大法学部の草創期からのメンバーとして活躍され、困難な時代を乗り越えて、法学政治学の拠点となる今日の北大法学部の基礎を築かれました。また、法学部長等を歴任された後の一九七五年から一九八一年までのほぼ六年間にわたって、北海道大学学長を務められました。戦後復興期と高度成長期を経て日本社会が激変する多難な時代の学長として、今日に引き継がれ

る北大の基礎を築かれたと言えます。

先生は、戦後日本の法律学を代表する法学者の一人であり、明治憲法から日本国憲法への憲法体制の転換という時代背景の下で、燦然と輝くご業績を残されました。先生の専門分野は実に多岐にわたるものであり、行政法、経済法および憲法という三つの分野にまたがった幅広い学識をもって、わが国の法学研究と教育の発展に寄与されるとともに、立法過程への参画や基本的人権が問われる訴訟事件への関わり等、社会的諸活動にも携わられました。法学者としてかくも傑出した先生の存在を抜きにして、北大法学部を語ることは不可能であるとさえ思われます。

私ごとにとわたりまして恐縮致しますが、私も行政法を専門とする学徒として、先生のご著書やご論文に大いに薫陶を受けてきた者の一人です。一九六六年に初版が公刊された『行政法入門』（有斐閣）は、国民主権と基本的人権保障の原理に立脚した日本国憲法の理念を、行政法学にも一貫させようとする見地から書かれた、初めての行政法体系書です。私自身は、仙台で学生時代を送っておりましてので、今村先生から直接に教えを賜る機会を持ちませんでした。行政法学の進むべき方向として、東京ではなく北海道を仰ぎ見る思いで、大学院や助手時代を過ごしていたことが思い出されます。

「今村成和先生 生誕一〇〇年記念の集い」は、北海道大学の全学行事であるホームカミング

デーの日に合わせて開催されました。当日は、先生のお人柄を偲び百名を超える同窓生の方々にご参加頂くとともに、北大法学部に縁のある多くの先生方にもご出席頂きました。今村先生が後進の者に残された学術的遺産を、行政法、経済法および憲法という各分野に即して振り返るとともに、先生が北大法学部並びに北大に記された足跡を辿るまたとない機会となりました。このような催しは、先生の人柄と学問が放つ魅力の賜ものにはかならないと思われまます。

最後に、本集いの開催に当たって多くの方々からご協力を賜りましたことを、記さずにはおられません。なかでも、今村先生のご家族である工藤朗子氏と今村欣子氏からは、今村先生の素顔を偲ばせる貴重なお写真をご提供頂きました。また、先生の学生時代の研究成果である「大井憲太郎の研究」（一九三五年）をご寄贈賜りました。本書は、今村先生が東京大学法学部在学中に書き上げられたものであり、今村先生の手書きの原稿を基にお嬢様みずから翻刻し、製本に付されたものです。さらに、永年にわたって北大法学部の助手を務められた宮本昌子氏には、本集いのために様々な形でご支援頂くことができました。以上の方々のご助力なくして本集いは実現し得なかつたことに思いを馳せ、この場を借りて心より御礼申し上げます。



### 今村成和先生 略歴

一九一三年生まれ。東京帝国大学法学部政治学科卒業、法学博士（東京大学）。

一九三七年三菱商事株式会社入社後、一九四七年公正取引委員会事務局勤務。

一九五〇年に本学に法経学部講師として赴任され、一九五二年同教授、一九五三年本学法学部教授。本学法学部長、評議員等を歴任した後、一九七五年から一九八一年まで本学学長。本学退職後、同名誉教授。

一九八一年から一九九三年まで北海学園大学法学部教授。一九九六年没。

今村成和先生 生誕一〇〇年記念の集い

前半

今村先生の行政法学

畠  
山  
武  
道



## 今村先生との出会い

本日はお忙しい中、お越しいただき、まことにありがとうございます。畠山でございます。よろしく願います。ところで、私に割り当てられましたのは、「今村先生の行政法」というものであります。レジュメを大慌てで昨日と今朝に作りましたので、変換ミスなどがありますが、お許し願います。

さて、今村先生と私との出会いではありますが、今村先生は、一九五三年より少し前に法経学部の講師になられたようでありまして、法学部教授は一九五三年から一九七四年までの間と記憶しております。私は一九六三年から教養部、法学部、大学院、それから助手として一九七三年まで北大におりましたので、かなりの部分が重なっているということになります。その後、今村先生が学長になり、私も東京に出ってしまったので、なかなかお会いする機会がなくなつた、という関係であります。

さて、今村先生は、一九六六年に『行政法入門』（有斐閣）を出版され、その後『損失補償制

度の研究』（有斐閣、一九六八年）、『現代の行政と行政法の理論』（有斐閣、一九七二年）などを出版されております（独禁法関係の著書を除きます）。『行政法入門』が出版されたときには私は学部四年生でしたので、行政法は履修済みでした。行政法は三年で習いましたが、そのときは、田中二郎先生の『新版行政法「全訂第二版」』（弘文堂）を読まされたわけです。しかし、授業の内容は、大部分が田中理論の批判ばかりでありまして、行政法の体系がよくわからないのに批判ばかり聴かされるので、よく分からなかったというのが本心であります。ときどき黒板にト書きというか書くのですけれど、それがなかなか読みにくくて、苦勞というかそんな思い出があります。しかし、なにせ偉い先生だという話は聞いていましたので、三年のときにはゼミに参加させていただき、私もいつぱしの田中理論批判をやっていたということでもあります。

先生は一九七二年に『現代の行政と行政法の理論』を出版されますが、私は博士を終わり助手になったときでした。先生から高価なご本をいただき、大変恐縮したという思い出があります。そこで、大学院の授業では、早速、その本を使いました。稗貫先生、それから政治学の菊地先生などもおられたと思いますが、学生も積極的に質問し、先生も大変雄弁に自説を展開しておられ、大いに盛り上がったという楽しい思い出があります。

なお、今村先生から行政法の指導をうけたのは、私の他に、私の先輩である秋山先生がおられ

ます。本来であれば、本日も秋山先生に、今村先生の業績なり思い出なりを語っていただくのが一番良いと思うのですが、まことに残念ながら亡くなられました。返す返すも残念だと思っております。

そんなところが前書き（導入）というところになります。

### その頃の立法・裁判の動き（学問的な時代背景）

さて、われわれの学生・院生時代は、もう半世紀も前ではありますが、そのころの行政法や公法というのは、どのような状況であったのか。今日来られている方は、そのときのことをおぼえておられる方が多いようにお見受けいたしますけれど、ご記憶の外にある方もおられるかと思えますので、簡単に述べてみます。

伝統的な行政法学は、戦前のままでは無いのですが、基本的には変化がなく、新しい憲法あるいは新しい時代に背広の丈を合わせるようにいろいろと工夫を凝らしていた時代でした。その代表格が田中二郎先生でして、当時は田中行政法時代の全盛期でした。また、有斐閣の『行政法講座』（一九六四年）（それも相当古いことが書いてあります）、『憲法講座』（清宮四郎・佐藤功編、

一九六三―六四年）を、分かるか分からないかに関係なく、色々と読んだ頃でした。少し後に、『宮沢俊義先生還暦記念／日本国憲法体系（第六巻 統治の作用）』（有斐閣、一九六五年）が出版され、今村先生が、大変に苦勞して義務付け訴訟、差止め訴訟に関する論文を書かれていたという記憶があります。行政事件訴訟特例法から行政事件訴訟法に変わったのが一九六二年、行政不服審査法もそのころに制定され、解説、座談会などが『ジュリスト』に載っていた時代であります。

他方で、経済活動や社会生活が活発になった時期であり、新しい方向を目指すいくつかの判例が出てきた。これらが、東京地裁民事三部の白石コート（白石、浜、町田のゴールドントリオ）で下された新しい息吹を感じさせる判決であります。

有名な個人タクシー事件（第一審判決は一九六三年）、これは今でも多数の行政法判例集に載っております。この事件は東京オリンピックが一九六四年に開催されるが、タクシーが足りなくなるといので、初めて個人タクシーに免許が与えられたということが時代背景にあります。さらに東京高裁で白石裁判官が下した有名な日光太郎杉判決（一九七三年）というのもあります（浜、町田裁判官は不参加）。これも東京オリンピックで、日光にたくさん外国人観光客が来て交通渋滞するといので、日光・東照宮前の杉の大木を伐採して道路を拡幅しようという計画でした。そのほか、東京地裁民事三部の判決としては、群馬中央バス事件（第一審判決は一九六三年）、

昭和女子大事件（第一審判決は一九六三年）などがあります。

浜裁判官と町田裁判官は、その後、札幌地裁の岩見沢支部と室蘭支部に転勤になりまして、私  
が大学院生だったところに、北大の公法研究会に参加されました（他に白井裁判官も参加）。とく  
に浜裁判官の舌鋒はたいへん鋭く、しばしば今村先生のほうがやりこめられて苦笑いしていたと  
いう状態でした（周知のように、町田裁判官は最高裁の長官にられました）。

同時に、おかしな判決として、成田新幹線訴訟最高裁判決（第一審判決は一九七二年、第二審  
判決は一九七三年）があります。これも時代を感じさせる判決であります。学生に成田新幹線と  
いっても通じないのですが、成田空港反対闘争が非常に激しかったのがこのころの話です。成田  
新幹線訴訟最高裁判決については、今村先生のお考えでは、あれはおかしい、処分性が認められ  
るといってお考えであった。それから青写真判決（高円寺土地区画整理事業事件・最高裁判決は  
一九六六年）というのもあり、今村先生は、最高裁判決に強く反対しておられた。長野勤評事件  
（最高裁判決は一九七二年）、主婦連ジュース訴訟（公取委が一九七三年に不服申立適格を否定）  
もたぶんこのころだと思えます。

時代は変わる―当時あって今はないもの

当時は有力であったが、完全に姿を消してしまった学説もあります。たとえば、権力的な行政法理論。何が権力的かについては争いがあるかと思われませんが、過剰な権力性を強調した行政法理論というのが、今はほとんどない。とくに公法私法二分論、それから公法私法の区分に関する管理関係論も、ほぼ否定されてしまった。それから、特別権力関係理論。役所の中や教育現場には、こういう考えが未だ強いようですが、最近では、学説だけではなく、最高裁も使わなくなった言葉です。さらに、行政権の第一次判断権の理論。これも田中二郎先生が、裁判官の退官後も東京の行政判例研究会でかなりしつこく主張しており、若手研究者はうんざり顔であった。行政庁には第一次判断権があるから、義務付け訴訟はできないという理論ですが、二〇〇四年の行政事件訴訟法改正で義務付け訴訟、差止訴訟が法律に定められたので、今や主張する人がいない。あとは、執行停止の本質論（執行停止の判断は行政権の発動であるという主張）。これも今村先生の『行政法入門』に詳しく書いてあります。二〇〇四年の改正時に色々と議論されたようでありす

れど、結局そのまま残っており、改正される見込みもない。公安条例、国会周辺のデモ、執行停止と内閣総理大臣の異議なども、今の学生に説明しても分からないのではないかと思います。わたしが学生時代の一九六七年にこれが発動されました。その後二年間に六回、異議の発動がされたのですが、もはや発動されることはないでしょう。

さらに、農地法事件、公安関係事件、公務員争議事件（神戸税関事件など）、土地収用事件などのように、権力的な規制や取締りに関する事件が多く、こうした事件を背景に、権力の行使を重視する判例理論が強くなった時代だといえます。

それからもうひとつ。これは経済法の領域に入りますが、当時あつて今はないものというと、勧告操短、減産指示（住友金属事件）などがあげられるでしょう。富士・八幡の合併もそのころの話です。石油カルテル事件は一九七三年です。

その頃なくて、今あるもの―権力行政から利害調整型行政へ

当時はなかったけれどもそのあとに出てきたものを、レジュメに書いておきました。行政手続法、これは一九九三年ですから、当時は当然ありません。日本公法学会では二回、「行政手続法

の制定に向けて」というシンポジウムをやったのですけれど、とうとう九三年まで実現しませんでした。浜先生（弁護士）が、「もう二十年も言っているんですけどできないのです」と嘆いていた思い出があります（浜秀和『行政訴訟の回顧と展望―中東の笛備忘録』、信山社、二〇一四年、三六頁）。これには、アメリカの圧力（外圧）もあつた。

それから情報公開法。情報公開法、情報公開条例がらみの訴訟というのは非常に多くて、行政法判例の中で一大ジャンルを形成しています。二〇〇四年には行訴法が改正されて、原告適格に関する九条もそうですが、義務付け訴訟、差止訴訟、それに当事者訴訟法の拡大が法律に定められた。環境法は一九七〇年以降に整備が本格化した。原子力法体制は一九六六年位からあると思いますが、議論が本格的になったのは七〇年代になります。都市計画法はもちろんでしたが、いろいろな議論が盛んになったのは七〇年代以降です。マンション紛争や日照権紛争も全国で起こってきた。景観権論争は少しあとであります。あとは、規制緩和、民営化、これは今も続いている。

最初にいいましたが、最初は農地法、公務員法などを中心に、権力性の強い判例理論が形成されたのですが、その後、多面的な判例が非常に多くなり、行政手続法に関する判例もかなり多くなっています。最近では、行政手続法の中の審査基準を作っていないというだけで不許可処分が違



法になるといふ判決もでています。出入国管理法も、国際化を反映しており、風営法、廃棄物処理法がらみの事件も非常に多くなっています。住民訴訟も非常に多い。

### 今村行政法理論の功績

以下、『行政法入門「第九版」』（有斐閣、二〇一二年）のページを示しながら、お話しします。まず、大きな功績として、国家賠償法の体系化があげられます。損害賠償、損失補償、結果責任という三分論です（一七一頁）。今村先生は、田中先生のいつたことを実現しただけだと謙遜していましたが、それを本格的な体系書として有斐閣法律学全集で示したわけです。それから、国家賠償責任の本質に関する自己責任論、「公権力の行使」の意義に関する狭義説、過失の客観化や組織過失論。これらはもはや通説といつてよいものです。公務員個人の損害賠償責任については、最高裁判決とは反対に、個人の責任追及は可能であるという主張を展開しておられた。

あとは行政に関する主体説（一八頁）、公法私法の批判論（二二頁）。このあたりが、『行政法入門』の中のハイライトかと思えます。鋭い指摘は今も十分に通用すると思われれます。

行政庁の第一次判断権につきましては、『行政法入門』の中に詳しい批判論が展開されていた

のですが、行政事件訴訟法が改正され、法律上の義務付け訴訟、差止訴訟が定められたので、私の判断で記述を縮小しました。執行停止は行政権限の行使であるという主張に対する批判(二五九頁)は、今も残してあります。職務執行命令に関する服従義務について、東京都君が代訴訟最高裁判決(平成二十四年二月九日)は、今村説の二分論(四四頁)に従ったものであると、私は考えております。

### 今村先生の時代と思想

今村先生の時代は、高度成長、それから少しずれますが、ジャパン・アズ・ナンバーワンといわれた、日本が輝かしい未来に突進していた頃であります。いろいろと矛盾はあったが、全体としてはそういう時代であり、自由と平等を尊重し、悪を懲らしめる、権力の恣意を許さず、法の支配のもとに服せしめる、そういう基本的な思考が社会を支配していた時代である。丸山政治学がそうであったように、一種の近代主義、モダン主義だといえます。向かう相手は、官権的といわれた田中理論などです。田中理論を批判する今村理論は、そのような時代背景の中で違和感なく受けとめられた。

今村先生は、学長になられてから基本的には行政法の理論についてはあまり語らなくなつたのですが、遠藤先生の時代というのは、色々な矛盾が一挙に出てきて、高度成長の終焉と言いますか、都市問題、公害問題というものが噴出してきた時代です。今村先生は『行政法入門』の中で、現在の規制行政は過去の警察行政とは違うのだということを記していますが（五二頁）、財政縮小、国民の負担増、資源の効率的配分など、より多様で細かな利害調整などが求められるようになる。それをポストモダンといつて良いのかどうかは分かりませんが、なかなか明快な解答を出しにくい問題ばかりです。学者が白黒を付けるのが難しく、いろいろと利害調整をし、当事者の両方をたて、場合によつては国民にも負担を求める、そういう思考が求められる時代に変わりつつあつたのだと思います。

遠藤先生の行政法理論というのは、まさにそれに適合するものであつた。遠藤先生が晩年に心血を注がれた国家賠償法は、行政にとつても非常に受けがよいものであつた。水害訴訟がらみで役所が遠藤先生の研究室を訪れることが増えつつあつたように思われます。国家賠償法一条については、職務行為基準説というのが判例になっておりますが（阿部先生は強く反対）、これも遠藤説の延長にあるものであつた。

## むすび

これからの社会像は、持続可能な社会ということになるでしょう。いろいろの考えがありますが、環境や資源を大切に、ほどほどの成長で我慢する、地域の結びつきを強める、これが三本柱です。そのなかで、行政法はどう変わっていくのか。おそらく行政や権力の役割は縮小するでしょう。規制緩和、自助、それから NPO などをキーワードに、息の長い存続（生き残り）をめざす社会へとシフトしていくものと思われまます。

他方で、行政法理論は、あまり変り映えがしない。むしろ、ロースクール行政法に関心が移動し、体系や理論よりは、実定法の仕組みを押しえた解釈論が中心になっている。なかなか新しい世代の行政法というのは像が見えてこないのは、やや残念な気がします。

最後になりました。結びに鋭い批評精神という項目を掲げておきました。今村先生は、行政に対してはもちろんです。他の研究者に対しても、たいへんに厳しいところがあった。今村先生に書評で体系書をこっぴどく批評され、あるいは学会で発表内容を批判され、落ち込んでしまった

先生もおられます。自由はつらつ、齒に衣きせず。それが今村先生のスタイルです。そこで、先ほどいいましたが、今村先生はリベラリストであり、左翼ではないといえます。権威の批判、権威からの自由、理想のリベラリスト、そういうものを具現していた人であり、それにふさわしい立派な能力も持ち合わせていた。そういう人を一九六〇年代から七〇年代の日本社会は求めていたのだ、といえます。

最後に『行政法入門』の改訂の話をします。私が補訂を受け継いで、何とか「第九」までとはいうことで、九版を出版することができました。私の任期もそろそろ終わりということもあり、これが最後になるかと思えます。『行政法入門』は、版によつて構成が大きく変わります。とくに体系については藤田理論（藤田宙靖先生の行政行為分類論批判）の影響をうけていますが、九版では、伝統的な構成に直してあります。先生は、若い研究者の論文に目を通すのがすきで、新たな知識を得るたびに、あちこち細かな改訂をしております。それ位、『行政法入門』には愛着をもつておられたのだと思います。

最後に五一頁を紹介します。持つていない方もおられると思いますので、少し読み上げます。「昔、アメリカとの戦争が始まる少し前のころ、『近頃の学生はたるんだ』と考えた警察署長が、喫茶店にたむろする連中をつかまえ、頭を丸坊主にしたうえ、お説教を加えて家に帰したことが

ある。当時できえ、こんなことを認める法律があったわけではないが、『警察国家』的な考えかたが通用していた時代であったから、新聞はこれを別段非難するでなく、『学生狩り』と称して書き立てていた」と、こういう風に書いてあります。

私はやや話題が古くなつた個所は相当カットしましたが、この部分はあえて残してあります。前後の整合性はともかく、これは絶対に落としてはいけないと考えています。これは、私が今村先生から聞いた話ですが、先生は学生のころ、『東大春秋』という、評論誌か文芸誌かと思えますけれど、そこに参加していたと言っておられました。ご本人が警察にしょつ引かれたのかどうかは聞き逃しましたが、おそらく周辺で同じようなことがあつたのでしょう。そのときの憤りが、ここには記されていると思います。

もはや戦後七十年で、戦前の話などほとんど学生の関心を引かないのですが、わたしは、ここに今村先生の原点があると考えており、版を重ねても、この個所は落とさないようにしてきました。これが私の報告の「おち」です。ご静聴ありがとうございます。

鈴木賢（司会）… 畠山先生、どうもありがとうございます。名著であります『行政法入門』の補訂を続けておられる畠山先生ならではのお話をいただけただけではないかと思えます。それは続きまして、経済法の分野から、來生新様からご講演をいただきます。來生先生は、横浜国立大学名誉教授で、現在は放送大学副学長をお務めでいらつしやいます。來生先生のご成婚に際しましては、今村先生ご夫妻が媒酌の労をおとりになったとうかがっております。それでは來生先生、よろしくお願いいたします。

今村先生と経済法——一九七〇～七五年北大大学院生活の回顧を中心に——

來 生 新

ご紹介をいただきました、放送大学の來生でございます。今日、私に与えられたテーマは、「今村先生と経済法」ということでございまして、一緒に話をするのが、畠山先輩と中村先輩という、非常に優秀なお二人の先輩でございます。お二人のあいだに挟まって、私がどんな話をしようかと色々考えましたが、お二人のご性格から考えると、当然、非常にアカデミックな話をされるだろうと考えまして、私は少し、色ものに徹しようということ、サブタイトルを「一九七〇～七五年北大大学院生活の回顧を中心に」とつけさせていただきました。今日は、この会が法学部の同窓会の方とご一緒の、ホームカミングデーの一環として行われるということでございます。たぶん世代的にも、現在の職業も、様々な方がここにお集まりになつておられることを考えまして、このような題をつけさせていただきました。

ちように私が大学院にいたころというのは、北海道大学の紛争が、終了した直後でございます。



それが今村先生の、たぶん現役の教員としての最後の時期と重なっております。私は七五年に横浜国立大学に就職をしたのでありますが、その年に今村先生が学長になられましたので、わたしは最後に、教員としての今村先生に教えを受けた者でございます。そういう立場で、あまりアカデミックではないかもしれませんが、私たちの時代、ないしは私たちの大学院での生活を語ることによって、先生の経済法についての業績を浮き彫りにする。そういうねらいで話をさせていただきたいということでございます。

まず、簡単に自己紹介をさせていただきます。私は札幌の生まれで、このすぐそばの北十二条西三丁目、道路の上に昔あった消防の番小屋で生まれました。父が満州からの引き上げで、番小屋で生まれた浮浪児みたいなものでございまして、大学の、中央ローンの辺りは、私の小さいころからの遊び場でございました。私は一九六六年、昭和四十一年に北大に入学いたしました。七〇年に修士に進学いたしました。七二年に博士。指導教員は、直接は経済法の丹宗先生でしたが、博士の一年生から二年生のころに丹宗先生がアメリカに行かれまして、その間、今村先生のご指導をいただいて、先ほどご紹介いただきましたように、仲人までしていただいたということでございます。

私は一九七五年、昭和五十年に博士課程を終えまして、四月に横浜国立大学に赴任して、経済

法と行政法の一部を研究対象にして参りました。現在は放送大学に移っております。現在の職業との関連で若干の宣伝をさせていただきますと、放送大学は、皆さん、NHKと間違われるのですけれど、NHKの教育番組ではございません。放送大学学園法という法律に基づいた、れつきとした大学でございます。今、BS放送で全国どこでも見られます。私が担当しておりますのは「企業・消費者・政府と法」、これはラジオ番組でございます。それから「市民生活と裁判」という科目をテレビでやっております。お暇があるおりには、ぜひご覧いただければということでございます。

今村先生の略歴を、ざっと調べてみました。一九一三年、大正二年のお生まれでございます。東大を出て三菱商事にお入りになって、財閥解体にコミットをされて、そういう関係で公正取引委員会にお勤めになった。その後、ここからはアカデミック・キャリアなのですけれど、一九五〇年から北海道大学。ちょうど私たちが大学院に入りましたころ、今村先生は一九六五年から七一年の九月まで図書館長をお務めになっておられました。七五年に北大の学長になられて、その後、ご退官されてから北海学園に行かれた、これが今村先生のご経歴でございます。

ちょうど七〇年から七五年にかけての北海道大学の大学院では、公法専攻、公法と私法に分かれておりまして、そのときに、これは、その記憶をたどりながらでございますので必ずしも網羅

的ではないかもしれませんが、どんな先生とどんなメンバーがいたかと言うと、憲法は深瀬先生がいらつしやいました。今日、あとでお話をされる中村先生が、最初、助手で、その後、助教授になられた。院生には笹川さん、千葉さん、小野さんという先輩がいて、それから、後輩として今日お見えになっている岡田先生や、東京にいる稲君がいらした。行政法は今村先生、それから遠藤先生が北大に來られてまだ間もない時代でございます。院生に畠山さん、萩野君、助手に、今日もお見えになっていますけれど宮本さんがいらつしやった。経済法は丹宗先生で、その後、私が横浜に就職してから實方先生がいらつしやいましたけれど、院生には私、向田、稗貫、経済法の三馬鹿トリオと言われておりました三人。お二人の名誉のために申しあげておきますが、ほかのお二人は利口でございますけれど、私一人だけバカでございます。

それから少し経つてから、小樽商科大学の現学長である和田先生が院生としてお入りになった。今でも続いているのだらうと思いますが、公法研究会と私法研究会という、毎週金曜日の午後、助手院生教員全体で判例研究をする会がありました。そこには、労働法の保原先生が、やはり赴任したてで助教授としていらして、そこに、先ほどもお話に出ました小樽商科大学の秋山先生、北海学園大学から熊本先生、院生に道幸先生がいらして、このようなメンバーも随時参加されて、裁判官の、先ほどお名前が挙がったようなそうそうたる方々も参加されて、非常に、なん

と言いますか、あとでご紹介しますが、激しい議論が公法研究会で戦わされておりました。

そのときに、中心で議論をリードされたのが今村先生と深瀬先生でございまして、丹宗先生は着任してまだそれほど時間も経っておられなかった。そういう時代でございまして。それで、私と同期の院生に労働法の道幸、商法の林、刑法の宮澤、それから法制史で那須原というようなメンバーがいたというのが、私の大学院時代でございまして。

私たちの大学院時代ないし、学部から大学院の前後、なんとと言っても、大学紛争が非常に大きな出来事でございまして、私たちの世代は、いまだに大学紛争を自分の経験の土台にしながら今日に至っているような気がしています。

北海道大学の大学紛争がどういう経緯で進展したかということを少し振り返ってみますと、当時、堀内先生が学長でいらした。昭和四十四年の四月十日、東大などで色々と紛争があつたちょうど一年遅れで、北海道ではやりの紛争が何にもないのは寂しいということで、過激派が入学式会場の体育館を封鎖するという突然の出来事がございまして、図書館封鎖。今村先生が図書館長だった、それで、稗貫先生は革マルのメンバーで、機動隊が導入されたりして、本当に大変でございました。大変でございましたけれど、私たち、学部四年目でございまして、色々、封鎖されていけない場所を選んで授業を受けました。大学院の入学試験などもありましたが、大体が、き

ちんとした授業も行われない時代でございましたので、毎日がお祭りのような騒ぎでございました、当時ご苦勞された五十嵐先生などには申し訳ないのですが、なにか毎日がお祭り気分で、美空ひばりに「お祭りマンボ」という歌がございますけれど、そんな感じで、毎日、ワッショイワッショイとやっているうちに、なんとなく大学院の入学試験をお情けで通していただいて、その後もあれよあれよという間に時が過ぎ、今日に至っているということでございます。今村先生は昭和四十年から四十六年まで図書館長で、北大の部局長会議のメンバーでございますから、当然、当時の全学執行部のキーパーソンの一人として色々な活動をされたということで、昭和四十五年四月、我々が大学院に入学した当初というのは、その余塵がくすぶっているという時代でございました。

さて、一九七〇年から七五年くらいの日本がどういう状況だったかというところ、とくにお若い方にはあまりぴんと来ないでしょうから、それを少し紹介をさせていただきますと、先ほどの畠山さんのお話のなかにも少しありましたけれど、東京オリンピックからまだ六年くらいしか経っていないという時期でございます。高度成長の末期で、そろそろ日本全体が安定成長に移行しようかという時期で、富士、八幡の合併で新日鐵が出来たのが一九七〇年でございます。で、七三年と七九年にオイルショックがございました。七七年には独禁法が大改正ということでございます。

て、そういう時代の流れの中で、貿易の自由化がほぼ終わって、次は資本の自由化が本格化するぞと、日本経済全体で言うところのそういう時代でございます。

そういう時代とは、どういう時代だったか。改めて考えてみますと、第二次大戦が終わって、文化的経済的な様々な制度が戦前と違い、日本社会の中で民主化された制度がそれなりに定着してきた、そんな観念があった。その特徴をひと言で申し上げますと、資本主義経済とは言いながら、非常に強い政府主導の日本経済。それが、それなりに均衡が取れていたと言いますか、もう均衡であったかもしれないけれど、ある種の均衡状態が実現されて、ジャパニーズ・ミラクルと呼ばれた経済成長も出来た。資本の自由化というのはそういう時代の象徴でございますけれども、このような戦後ようやく実現した均衡が崩れ始め、新たな均衡を模索し始めた時代というのが、ちょうどこの時代だったのではないかと考えるわけでございます。

資本の自由化の持っている意味というのは、もともと外貨割り当て権を、大蔵、通産という中央官庁が握っております、それをやめるという話でございますから、日本経済のなかで、それまでの政府の手厚い保護のなかで力をつけた企業が、政府主導に反発する実力をつけ、小さな政府と経済活動の実質的な自由の拡大を求め始める時代というのが、この時代でございます。終戦直後は、形式は資本主義で、実質は社会主義的な政府主導の市場経済体制。それが実質的な市

場経済体制に変わり始めた転換の時代が、ちょうど我々が大学院に入った一九七〇年から七五年くらいの時代だといえます。

今、中国が社会主義市場経済という言葉でその経済制度を説明していますけれど、そういう意味で、中国の現在の状況と我々が大学に入った時期には、ある意味で類似性がある。そういう時代でした。非常に懐かしい言葉ですけど、今の若い方はたぶん解らない、国独資、国家独占資本主義という言葉があつて、一時、たいへん流行りました。戦前からの資本主義的な秩序に挑戦をする社会主義的な色々な運動があつて、あとでお話をいたしますけれど、それへの期待があつただけれど、その期待が必ずしもうまく実を結ばないという苛立ちが社会の中にある。それに加えて資本主義の実質化が始まろうとしている予兆もある。大学紛争というのはたぶん、こういう時代の象徴的な出来事だつたのではないかと考えております。

ここから少し、経済法の話でございます。一九七〇年当時の北大あるいは日本の経済法のエトスは何であつたか。エトスという言葉をつかうこと自体が、一つの時代性を現しているのですけれど、我々の学生時代には、マルクスかウエーバーかという対比がありました。社会科学を学ぶ者の、基本的なベースになる理論はマルクス、ないしはウエーバーということでございますが、むしろ社会科学者の一般的な議論で、法学の世界でもマルクス理解が非常に重要だと言わ

れていた時代でございました。

私の直接の師匠の丹宗先生は、北大に赴任されて最初の講義で「私はマルクス主義者でございます」と、授業の冒頭で宣言をされた。それで私は授業に出る気をなくしたという時代でございまして、今とは非常に雰囲気違っていた。マルクス主義に対する経済学の価格理論の人たちは、ちやうど東大に小宮先生がアメリカから帰って来られて、若手研究者として活躍をされ始めたばかりで、経済学というとマル経という時代でございます。

経済法はちやうどそのころ、慶応大学の正田 彬先生と、それから北大の今村先生と、お二人の巨人が二極対立と言いますか、お二人は個人としては大変仲のよろしいお二人だったので、学説的には著しい違いがあった。経済法と言っても、基本的には独占禁止法の解釈が経済法の理論の中心でございましたから、その独占禁止法の解釈について非常に大きな違いがあった。正田先生の理論は、正田先生は峰村先生という慶応の法哲学の先生のお弟子さんでもございました、ある意味でマルクス主義的な社会構造の理解を基本に据える。経済的従属関係が社会のなかにはあって、経済的強者と弱者のバランスを、国が市場に積極的に介入して取るのが重要であり、そのための法制度が独占禁止法である。ひと言でいうと、そういう経済法の理論、独占禁止法の解釈理論を主張されている。正田説は、東京を中心にして非常に広い範囲で影響があった。



それに対して、今村先生の独占禁止法の理解、これは、先ほど見ました今村先生の略歴で、先生は日本が独占禁止法を導入するとき、アメリカが反トラスト法を日本の独占禁止法制として定着をさせるときに、公正取引委員会にお勤めになられたということで、非常にアメリカ法的な、アメリカ的な自由主義。自由競争の法として独占禁止法を理解することを強調されたのが今村先生でございます。また、丹宗先生の経済法は、むしろマルクス主義的な国家理解を基礎に据えたもので、正田先生と、比較的近似性がある。と言うと、丹宗先生は、いや、僕は絶対にそんなことはないという風におっしゃるのですが、外から見ていると、そういう感じでございます。そういうお二人の議論のあいだで、中庸と言いますか、足して二で割ると言いますか、金沢先生の経済法の議論ですとか、松下先生の議論があり、それに加えて商法のサイドから経済法の解釈を展開される先生方がいらつしやるというのが、当時の経済法全体の状況でございました。

ここからが、今日の話のポイントでございます。今村先生と経済法ということで、昔コンパの席上で色々お話をうかがうと、今村先生は「僕の看板板は行政法で、経済法は余技だ」ということをよくおっしゃっておりました。その言葉をその通りに受け止めて、仮に余技だとしたときに、今村先生の経済法理解はどういうところから出てこられたか、と考えるわけでございます。

それを理解するには今村先生の経歴、昭和十二年、東京帝国大学の法学部をご卒業して、すぐ

三菱商事に入社をされている、という経歴が重要だと私は考えます。オーソドックスな、アカデミック・キャリアではないということが、今村先生の特徴のひとつでございます。

この昭和十二年というのは、盧溝橋事件に始まり、日本が日中戦争を拡大して太平洋戦争から敗戦に至るといって一連の帝国主義的な拡大を始める時代でございます。今村先生は、昭和二十一年までの九年間、三菱の社員としてお過ごしになり、昭和二十年、一九四五年以降、三菱からの派遣で財閥解体のお仕事をされるといってご経験を積まれ、四七年に現独禁法が制定されて公正取引委員が設置されるとともに、公正取引委員会にお移りになられたわけでございます。

今村先生は大正二年、一九一三年に非常に恵まれたエリート官僚のご子弟としてお生まれになった。そこから推測するに、文化的にも精神的にも、たぶん大正デモクラシーの申し子的な精神構造を幼少期からお持ちになる教育を受けられたのだらうと考えます。で、少しその時代を見てみますと、一九一七年にロシア革命があつて世界初の社会主義国家が誕生する。同時に日本の大陸進出が少しずつ始まっていく。そういうなかで、太平洋戦争に至る軍国主義の拡大のなかで青年期を過ごされる。大正デモクラシーの精神的背景の下で自我を形成されて、軍国主義が進むなかで就職をされる。昔の学生運動風に言くと、三菱の社員になるといのは、植民地支配の経済的先兵になるということでもございまして、そういうご経験を積まれた後で日本が戦争に敗

れ、占領政策の象徴である財閥解体と独占禁止法の継授に直接関わられた。たぶん、そういう経験が生みだしたものが今村先生の行政法であり経済法であり、憲法のバックボーンになっていたのではないかと勝手に考えているわけでございます。

こういう時代の自らの経験に立脚する深い内省に根ざして、新しい民主的な日本、民主的な社会をどう形成すべきか、そのメッセージをどのように発信したらよいかということが、今村先生の憲法解釈論、行政法解釈論、経済法の解釈論を形成したのだ、という風に私は考えております。

また、ここからが今日の話のミソなのですが、あえて申し上げるならば、今村先生の憲法・行政法に対するご功績と議論の立て方と、経済法の議論の立て方の間には少し、相矛盾するところがあるのではないかと。矛盾する要素を持つというものは、人間ですから当然なのですけれど、今村先生の時代における人間の組み合わせの妙と言いますか、時代が先生に、ある意味での矛盾を強いるなにかがあつたのではないかと、私は考えております。

先ほども少し述べましたけれど、大正デモクラシーというのは、ライシャワーなどの評価によると、戦後民主主義形成の母体であるといわれております。一例をあげると、日本国憲法では、自由権と同時に、二十五条の生存権規定に象徴される社会権とが両方規定されている。私たちの学生時代の憲法の講義では、「自由権から社会権へ」というような表現で、憲法の基本的な構造

を学びました。この「自由権から社会権へ」という表現自体が、当時の時代の雰囲気を見せているのではないかと、今になっては考えるわけがあります。マルクス主義的な歴史の発展法則への確信とでもいべきエートスが無意識のうちに共有されており、それが当然と考えられていた。現実に憲法の規定がそういうかたちで変化してきているというのは事実なのですけれど、それを超えてもう少し、将来の社会のありかた、あるべき姿についての願望も「自由権から社会権へ」という言葉のなかに含まれていたのではないかとこのことでございます。

それが、一九九一年にソビエト連邦が崩壊する。その後の世界の課題というのは、「自由権から社会権へ」というよりは、「自由権も社会権も」というのが、現在の色々な国の課題となっていて、ということができます。結局、自由権と社会権のどちらか一つだけではない、国家体制のなかで配慮しなければいけない二つの軸が共にあり、そのバランスがどう取れるのかということ、現代のあらゆる国家の課題になっている。それは、国家の課題だけではなくて、個人の内面、一人ひとりの個人の内面そのものの課題でもあります。機会の平等、チャンスの平等と、結果の平等の価値の選択、どちらにどれほどの重きを置くかという価値の選択が、一人ひとり皆違う。その結果として、一人ひとり価値判断が違う人たちからなる国家がそのバランスをどう取るかが、こんにちの各国家の課題なっている。

今村経済法は、私の眼から見ると、徹底したアメリカ的な自由市場論でございました。それを象徴するのが、五二年の独禁法改正のときに議論をされたカルテル価格に対して公正取引委員会が価格は正権と言いますか、引き下げ命令権を持ち得るかどうかという議論でありました。正田先生は、それは当然に可能だという議論をされた。ところが今村先生は、独占禁止法は自由競争の法であつて、国家が価格の引き下げ命令権を持つことは自由市場の論理とは矛盾するという議論を展開された。そう言う意味で、今村経済法は、アメリカ的な自由主義経済の基本理念から独占禁止法を考えられたことができます。

それに対して、今村先生の憲法と行政法理論、それについて語るのは私の仕事ではなくて、勝手に私が中村、畠山大先輩の領域に侵入するのでありますけれど、今村先生の憲法理論、行政法理論が社会に高く評価された部分というのは、社会的弱者との関係で、結果の平等をいかに実現するかということに関するそれまででない鋭い議論であつたと考えます。

一方で、独占禁止法における非常に自由主義的な理解と、他方で、自由主義なのだけれど、行政法・憲法の領域では国家の介入ないしは結果の平等を実現することを積極的に評価することについての、ある種の矛盾した議論、領域によって異なる議論の立てかたというのが、今村先生の学問、あるいは個人の魅力の源だつたのではないかと私は考えております。なぜ、そうなつたか。

私が勝手に考えているだけなのですけれど、今村先生にとって、やはり憲法の宮沢先生と行政法の田中二郎先生という師、先輩の存在が非常に大きいものであった。このお二人に、いかに対決して先達の理論を乗り越えるかが、遅れて学会に参入された先生にとって非常に大きな課題であった、と私は考えるわけでございます。

憲法と行政法の世界には、非常に大きな存在、巨人としての先輩がいらつしやつた。それに対して経済法の世界は、独占禁止法という法制度が日本に戦後初めて入ってきて、今村先生が克服すべき論敵はほとんどいなかった。オールドリベラリストに対する批判を、どう構築していったらいいかと考えた行政法や憲法の世界での理論の立てかたと、そういう存在がない、自由主義的な独禁法解釈という無人の荒野を一人行く観のある経済法の世界では、先生が自由闊達に議論を展開できる余地の違いがあった。もともと今村先生の根本にあるのはリベリズムだと考えているのですが、強力な論敵に対抗して自らの独自性を確立する必要の違いが、行政法、憲法の世界での理論の立てかたと経済法の理論の立てかとの違いのなかに現れており、それが前者における社会主義的な傾向への親和、後者での社会主義的な諸制度への消極的評価の違いを生み出した、とこのように私は解釈しているわけでございます。

小林秀雄が、評論とは他人に託して己を語ることだと申しております、今日、我々の大学院

の時代という形で話をさせていただいたのも、今村先生の議論に託して己を語りたいたと、どこかこだわる部分があるからでございます。

その意味で、最後に、今村先生に対する私の心情というものを少し吐露させていただいて、話の締めくくりをさせていただきたいと思います。これは、いまだに我々の世代の語り草でございますけれども、ある時、公法研究会の席上で、訴訟法、手続きの問題が議論されたことがございます。丹宗先生がご自分の考えにこだわって、今村先生がおっしゃることをなかなか理解されなかつた。そのときに、我々院生だけではなく、ほかの大先生が皆さんお揃いのなかで、ちよつとイライラされた今村先生が丹宗先生に「丹宗くん、そんなこともわからないのだったら、家に帰って奥さんに聴いておいでよ」とおっしゃった。これは院生には強烈に衝撃的でした。

丹宗先生の奥様は、当時若手女性裁判官として有名でございました。私たち大学院生として公法研究会に参加していた者といたしましては、ああ、やはり学問というものは、これほど厳しいものなのか、先生同士のやり取りのその厳しき激しきが学問のエッセンスなのだということを、本当に身をもって知らされたということでした。それが私の研究者としての生涯の財産でございます。

今村先生と田中先生との年齢の差を改めて調べてみると、そんなに大きくない。七歳くらいし

か差がないということ、今回調べてみて初めて知りましたけれど、いつも、今村先生とお話すると、先ほどの畠山先生のお話にもありましたように、いかに田中理論を乗り越えるかということが、非常に大きな今村先生の課題でありました。

及ばずながら私も、経済法学者の端くれとして、今村先生にせめてひと太刀浴びせたい、そればかりを考えて何十年か経済法を勉強してきました。しかし、今村先生の経済法理論は非常に論理的に緻密で、なかなか、今村先生の論理の内在的な弱点はまず見つからない。

そういうなかで私が考えたのは、ちょうど時代もございまして、今村先生の自由主義には徹底しない部分があるということでした。それをもっと徹底させるとどうなるかということ、私の経済法の理解がございます。私の議論は、丹宗先生からはアダムスミスのな十七世紀的レッセフェール主義だという酷評されておりますけれど、私は、結局、今村先生の議論の、少し自由主義に徹していない部分を徹底させることで、今村先生を部分的にでも乗り越えられるのではないかと考えたわけであります。

いずれにしましても、良い師は常に非常に強い仮想敵国で、自分がなにか発言をする、なにか書こうとするときにいつも、今村先生ならこういう議論に対してどうという批判をするだろうかということを考えながら、一生を過ごしてきたような気がいたします。



私にとつての今村先生は、ちょうど今日のポスターの写真そのものでございます。普段は無愛想な、怖いような感じの先生ですけど、ニコツと笑われるときのまなざしが、非常に優しくなられる。それが私にとつて忘れられない今村先生でございます。私が横浜に就職をするときに今村先生にいただいたアドバイス、「來生くん、ケンカをするなら徹底的にやりなさい。そうではないなら、最初からしてはいけません」というアドバイスを、この齢になるまで忘れずに実践してまいりました。

こんなことをずつとお話しておりますと、また來生が勝手なことを言っている、と天国で苦笑いをされながら、…今村先生は晩年、少しお耳が遠くなられて、いつもこう耳に手を当てるかたちで人の話を聴かれておりましたが…天国で、こうやって耳に手を当てられて、今日の話を聴いておられるのではないかという気がいたします。だんだん話にとりとめがなくなりつつあります。

いずれにしても、私にとつて、今日まで学者の生活を続けて来られたのは、大変素晴らしい学生時代を過ごさせてくれた北海道大学の法学部の諸先生、諸先輩、後輩と職員の皆様のおかげでございます。それに加えて、本日こういう場で、今村先生について語るといふ大変名誉な機会を与えてくださった北大法学部に心から感謝を申し上げ、また本日おいでの皆さまにも、同様

に感謝を申し上げて、私の話の「まとめ」といたします。どうもありがとうございました。

鈴木賢…來生先生、どうもありがとうございました。今村先生のお人柄、学問が具体的に浮き彫りになったのではないかという風に思います。経済法という新しい分野で一つの理論を作られた今村先生のお話でございました。それでは、前半三人目の登壇者として、憲法の分野で薰陶を受けられました中村睦男様からご講演を賜ります。中村先生は北海道大学名誉教授で、皆さんご承知の通り、今村先生に次いで文系部局からお二人目の本学学長をお務めになられた先生でいらっしゃると思います。未だかつて、文系からは今村先生と中村先生しか学長は出ておりません。そういう先生でもいらつしやいます。中村先生から、よろしく願ひいたします。

## 今村先生の憲法学への貢献

中 村 睦 男

ただいまご紹介いただきました中村でございます。お手元にレジユメを配っておりますので、このレジユメに沿ってお話していきたいと思えます。

まず「はじめに」でございます。憲法学の第一人者であり、今日でも多くの学生から教科書として著書が使われております、故芦部信喜先生は、学士院総会での今村先生に対する追悼の言葉で、次のように述べております。それは、「学問研究において憲法の根底にある人間尊重の理念を生かす途を課題とされましたので、憲法学にも、とくに基本的人権にかかわる具体的な問題に、強い関心を示されました」「収録されている諸論文は、人権と公共の福祉の関係、公務員の人権、労働者の基本権、財産権、職業の自由、生存権、環境権、選挙権など広い領域に及ぶ人権問題について、とくに裁判所の違憲審査の観点から鋭い分析のメスを加えたもので、現在に至るまで憲法学者の諸研究にもしばしば引用され参照されております」ということであります。ここに簡潔

に、今村先生の憲法学に対する功績が述べられております。私も六点到りましてそれを見ていきたいと思えます。

それに先立ちまして、先ほどからも話題になっておりました、今村先生というやはり公法研究会が、我々にとつては強い印象を持っているわけです。今村先生は北大教授在職中はいつとも公法研究会の司会を務められておりました、事実関係を適切に把握し論点を見出し、大変鋭い議論を展開するということが、私どもは大変、薫陶を受けたわけです。

今村先生の、人権に関する論文を収めております著書は、レジュームにも書いてありますように、六八年の『損失補償制度の研究』（有斐閣）、七二年の『現代の行政と行政法の理論』（有斐閣）、七三年の『人権と裁判』（北海道大学図書刊行会）、八〇年の『人権叢説』（有斐閣）、九四年の『人権論考』（有斐閣）であり、これらの書物のなかに論文が掲載されております。

第一には、「財産権」についてであります。憲法二十九条で保障されている財産権は、憲法と行政法の両面に渡りまして、今村先生の主要な研究領域のひとつであります。一九六三年から六四年に、清宮四郎、佐藤功、両者の編で有斐閣より四冊本で出版されました『憲法講座』があります。当時はまだ出版が少ない時代であります。『憲法講座』は学生にも広く読まれたものであります。今村先生は、「財産権の保障」を担当しております。これは当時の、それぞれの分

野の第一人者が担当しておりますので、財産権については今村先生ということであつたと思えます。この論文によりますと今村先生は、財産権の保障は、「個人の基本権として、現に有する財産の不可侵を保障する意味と、個人が財産権を享受し得る法制度の存在を保障する意味（いわゆる制度的保障）の両面がある」といたしまして、個人の主観的権利の側面と制度的保障の両面があるという通説的見解に立っているわけでありませう。当時、東北大学の柳瀬教授が制度的保障だつたものですから、それに対する批判を加えて通説をかたち作つていったということでありませう。

では、制度的保障の内容はどういうものかと言いますと、通説によりますと、私有財産制の保障であるというように解しまして、私有財産制保障の当然の帰結として、資本主義体制をとり、社会主義を排除しているというように解釈しておりました。これに対して今村先生は、制度的保障の核たる部分はないかというところで、それは「人間が、人間として価値ある生活を営む上に必要な物的手段の享有である」と解釈いたしました。社会主義実現のプロセスとして、「議会制民主主義に反する方法で社会主義革命を実現したり、あるいは、企業国有化の手段として、無償没収を行なつたりすることは、憲法の認めるところではない」が、「公用収用の方法により社会化を実現することは、憲法上も許されている」と主張しているところに、特色があつたわけです。

先程、來生先生からもこのあたりの点に言及がありましたけれど、今村先生は西欧型の社会民主主義がおそらくモデルにあつたのかと思っております。

次に、財産権について、「正当な補償」の意味を取り上げます。憲法二十九条三項には、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」という規定がありまして、「正当な補償」とはなにかということが、学説で問題になつたわけであります。学説では、完全補償説と相当補償説との対立がありますけれど、今村先生は第三の説として、「既存の財産法秩序の枠内における個別的な侵害行為」に対しては、完全な補償が必要であるが、「既存の財産法秩序を構成する或種の財産権に対する社会的評価が変化したことに基づき、その権利関係の変革を目的として行なわれる侵害行為」には、相当な補償で足りるといふ、こういう見解を、これは独創的な見解であると思いますが、とつたわけであります。そういったしますと、農地改革のように地主小作人制を廃止して自作農を創設するというような、こういう場合の補償は既存の財産法秩序を構成する、ある種の財産権に対する社会的評価が変化したことに基づくものであるといふような考えに立つわけであります。この点は最高裁も同様でありまして、農地改革の問題であります。一九五三年判決では、農地改革での農地の買取価格については、相当な補償といえますが、解しております。しかし、土地収用法における土地の損失の補償については、完全な補償が必要

だという立場（一九七三年判決）でありまして、このあたりは今村先生と同様の解釈を判例がとっていると思います。

大きな二番目は、「職業の自由」であります。これは「営業の自由」論争がありまして、経済史学者であります岡田教授から、営業の自由は歴史的には私的独占や同業組合的営業制限の排除を意味する制度的な要請を内容として、それは人権ではなく、公序として追求されたものだと、そういう見解を出したために、法学者とのあいだに大きな論争が行われたわけであります。今村先生は法学者の代表として、営業の自由は人権であるけれども、しかし公共の福祉によって制限されるという、こういう議論を展開いたしました。岡田氏に対しては七〇年と七四年、二つ論文がありますけれど、七四年の方は岡田氏の反論に対して再反論を、非常に強い調子で批判するという論文になっております。

営業の自由に対する今村説がどういうものであるかという点、それは、『「営業の自由」の公権的規制』（『ジュリスト』四六〇号）と題します論文で明らかにされております。それによりまして今村先生は、営業の自由は憲法二十二条の職業選択の自由によって保障される「営業することの自由」と、それから憲法二十九条で保障される財産権の行使として認められる「営業活動の自由」の二つの意味があると解しております。そして、職業選択の自由としての、営業することの

自由は、人間がその能力発揮の場に関するものとして十分に保障されなければならないが、営業活動の自由の保障は、資本財としての財産権の行使には自由主義経済の法的支柱としての役割があるために、高度の統制が必要であるというように、職業選択の自由を二つの意味に解しまして、一方に対しては強い保障を認め、他方では高度の統制が可能だと解する見解を取っております。これも今村先生の独創的な見解であるかと思えます。

第三には、「基本的人権の保障と公共の福祉」の関係の問題であります。憲法十三条には、「生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という規定があります。初期の学説から、いたい憲法十三条の公共の福祉は、法的意味があるのか、それとも単なる訓示的規定かということが争われたわけでございます。今村説は、公共の福祉には法的意味を認めております。その趣旨といたしましては、憲法十三条は単に権利の制限の根拠規定であるばかりではなく、「公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という、こういう定めにより、必要最小限度の規制の原則を宣明しているのだという、こういう解釈を取って、十三条に法的意味を認めているわけでありませう。

しかし今村説は、十三条の「公共の福祉」に法的意味が認められるといっても、基本的人権の



制約は一律に考えられるわけではなく、基本的人権についての分類を行っております。まず①でありますけれど、何の制約もなく無条件に保障が貰われるべきもの（内心の自由・奴隷的拘束および苦役からの自由・拷問および残虐な刑罰の禁止）、②内在的制約のみに服すべきもの（表現の自由以外の精神的自由）、③「公共の福祉」による制約に服すべきもの（明文の規定のある経済的自由・幸福追求権、明文の規定のない表現の自由・労働基本権）こういう分類をしております、ひとつの説得力のある分類ではないかと思っております。

四番目が、「公務員の政治活動の制限」の問題であります。これが問題になりましたのは猿払事件でありまして、北海道の猿払村で起こった事件であります。これは郵便局長が衆議院選挙に際し、勤務時間外に選挙用ポスターを公営掲示板に掲示し、また知人に送った行為に対して起訴された事件であります。第一審旭川地裁で今村先生は証言を行っております。そして、公務員の政治的行為は、行政の中立性を確保するため必要最小限度の制限のみ可能で、被告人に刑罰を適用することは違憲であるという主張をしております。旭川地裁の一九六八年判決は、今村先生と同趣旨の判決を行いました、翌年の札幌高裁判決もこれを支持しております。旭川地裁は実は芦部信喜先生も鑑定書を提出しておりますし、旭川地裁の裁判長が時国康夫氏でありまして、一九六〇年代、司法研修所で芦部先生と時国判事が、憲法訴訟セミナーを行ったという、そうい

う、裁判長自身が憲法訴訟に明るいうということもあつたかと思っております。最高裁はどう判決したかと申しますと、一九七四年判決でありまして、公務員の政治的行為の刑罰による一律禁止を合憲と判断いたしました。これは今村先生をはじめ、多くの憲法学説からも批判されているところであります。

しかし近時、二〇一二年十二月七日の目黒事件の最高裁判決では、東京高裁が適用違憲の判決をしたのに対して、適用違憲の判決はしないのですけれど、「当該行為が公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえない」ので、「構成要件に該当しない」という判断をして、無罪としております。ここでいったい、猿払事件が判例変更されたかどうかということが、学説でも今、問題になっているところでありまして、裁判所の判決が動いていることは事実であるかと思っております。

第五番目には、「憲法の人権規定の私人間効力」の問題であります。これは有名な事件である、三菱樹脂事件であります。一九六三年に東北大学を卒業して三菱樹脂会社に採用された丁氏が、採用試験に際し身上調査の記載および面接試験における応答に、学生運動に関する事項につき虚偽があつたという理由で、試用期間終了後の本採用を拒否されたために、思想信条の自由の侵害を主張して本採用拒否の効力が争われた事件であります。特にこれは一九六〇年安保の時代であ

りますけれど、先ほどの來生先生のお話は七〇年の学生運動ですけれど、まだ穩健な時代に東北大学の教養部で自治会活動を行った等の行為が問題になったわけでありませう。第一審東京地裁、第二審東京高裁ともに T 氏が勝訴したのに対して、最高裁では憲法の人権規定がいつたい企業対労働者という私人間に適用があるかどうかが正面から争われたわけでありませう。会社側からは宮沢俊義、我妻榮、兼子一各意見書が提出され、原告でありました T 氏側からは奥平康弘、有倉遼吉などと共に今村先生の意見書が提出されております。

今村意見書は、宮沢意見書を批判する形で自説を展開しております。その要点を見てみますと、「私人間の人権侵犯が、『公序』に反するのは、まさにそれが、憲法による人権の保障に抵触するからであらう。『公序』を『公序』たらしめる力は、民法九十条の規定自体のうちにあるのではない。とすれば、これを間接適用と呼ぶのも余り意味のあることではないのであつて、民法九十条の規定は、人権侵犯に該当する法律行為を『無効』たらしめるための媒介項として、法律技術的に援用されるに止まるものといつてよい」というように述べておりませう。直接適用説と間接適用説の差異は、単なる法律技術的なものに過ぎないという解釈で、本件のような思想信条の自由については労働者と企業のあいだで適用されるべきであると、こういう主張であつたわけでありませう。最高裁の一九七三年判決は、間接適用の枠組みを提示してはおりますけれど、T 氏



が投票できる、というだけでは十分ではない。例外的事態に対しても、合理的に判断して可能な限り、投票の機会を保障するのだから、憲法違反を免れないであろう。この意味では、代理投票や、不在者投票は、投票現場自書主義を原則とする限り、その欠を補うものとして、憲法上必須の制度として認めなければならないのである」、そして、「在宅投票を認めないことも、それがやむを得ない事由によるものでない限り違憲ということにはほかはない」が「やむを得ない事由の存在を認めることは、到底困難というのほかないように思われる」と述べておりました、在宅投票制度の廃止が選挙権に違反するという判断をしております。

第二点について今村先生は、「諸外国の立法例では、国会の立法行為に不法行為責任の成立を認めている例はむしろ少ないが」、「わが国においては、憲法十七条が、『公務員の不法行為』について国家賠償を保障し、且つ、その『公務員』には、国会議員も含まれるものと解される以上、立法政策により、『国会議員の不法行為』による国の賠償責任を排除することも許されないといつてよい」と述べていまして、立法行為が国家賠償請求の対象になるという判断をしております。

札幌地裁小樽支部は、一九七四年に判決を出しております。国会の立法措置が選挙権に違反し、違憲の法律改正を行った国会の過失を認めまして、十萬円の支払を命じました。これは画期的な判決でありました。この判決を受けて翌年には、公職選挙法の改正がありました、一部の重度身

障者に対しては、在宅投票制度が復活しました。控訴審であります一九七八年の札幌高裁判決は、在宅投票制度廃止後の立法不作為を違憲としましたけれど、国会議員の故意・過失は否定するという判断であつたわけです。上告審であります最高裁の一九八五年判決は、立法行為への国家賠償法の適用につきましては、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り」、国家賠償法上違法の評価を受けないという判断で、非常に例外的な場合にのみ、国家賠償法上違法になるという判断であつたわけであります。

ところがその後、最高裁は態度を変えてきております。それが、在外選挙人名簿制度を衆参両院の比例代表選挙に限っています公職選挙法の規定を選挙権に違反すると判断しました在外邦人についての選挙権制限規定の二〇〇五年違憲判決であります。選挙人一人当たり五千円の慰謝料の支払いを命じております。この判決は第一に、選挙権行使の制限には、「やむを得ない事由」がなければなりません。これは今村先生がいったことと同じようなことであります。第二に、国家賠償の点につきましては、一九八五年判決を維持しながら立法行為に国家賠償上の違法の評価を受ける例外的な場合を、「立法内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保す

るために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合」というようなかたちで、国家賠償法上違法となる場合を非常に拡大しているのが最高裁の現状ではないかと思えます。

とくに選挙権につきましては、今年になりましたは、成年被後見人の選挙権の制限を東京地裁は違憲として、国会は法改正をしておりますし、昨日（九月二十七日）の新聞によりますと、受刑者の選挙権の制限も憲法違反という判決を大阪高裁が出しておりますので、選挙権につきましては最高裁を含めて裁判所は非常に厳しい統制をするようになっております、その原点は、今村先生の鑑定書のなかにも見られるということであるかと思えます。

以上、今村先生の憲法学上の貢献をお話しましたが、今村先生は大井憲太郎に関し学生時代に学生論文を書かれたような、非常に幅広い教養をお持ちでありまして、また、判断力が適切で、そしてそれを論理的に展開する能力が非常に優れたものでありまして、私も大変大きな学恩を受けたものと感謝しております。以上で私の報告を終わります。

鈴木賢・中村先生、ありがとうございます。久しぶりに先生の憲法の講義を聴いた思いがいたします。

外に、北海道大学出版会のブースが出ております。実はこの絵はがき、これを撮影したのが今村先生ご自身です。学内のキャンパスで、花ですね、北大に咲く花という絵はがきのシリーズを三つ出されております。今日は外で販売をしております。通常三百円のところ二百五十円です。で、ぜひこの機会にお求めいただければと思います。

それではここで、十分ほど休憩を挟みたいと思います。後半は十六時五分から始めさせていただきますので、それまでにお戻りください。



## 後半

鈴木賢…それでは、記念の集い、後半を進めて参りたいと思います。同じように、後半も三人の方からスピーチを賜ります。最初に、今村先生と同じ一九五〇年に発令になりまして北大の教員にられました五十嵐清先生にお願いいたします。五十嵐先生と今村先生は長年、同僚としてお過ごしにられました。五十嵐先生も法学部長を経験され、現在は名誉教授でいらつしやいます。来年、八十九歳ということで、卒寿をお迎えになられるのですが、まだ現役で研究をされておられます。研究会にも現在もご出席になられまして議論にも参加されているということ、現役の研究者でいらつしやいます。先生のレジュメを今、お配りしております。もし無い方は、今お配りしておりますので、お申し出ください。それでは先生、お願いいたします。

## 回想の今村成和先生

五十嵐 清

名誉教授の五十嵐です。私が今村先生についてお話するのは、これが三回目です。では、いつでもどこでと不思議に思われる方が多いと思うのですが、一番最初は、『北大法学論集』の二十七巻三―四合併号に、「今村成和先生献呈特集」というのが出ております。その最初に、巻頭の辞があり、そこには当時の法学部長小川晃一の名前で書いておりますが、これは私がゴーストライターであり、小川先生はなにも直しておりません。これが最初です。興味のある方はあとでお読みください。二回目は、お葬式のとぎの弔辞になります。これは、手許にコピーがないものですから、何を話したか忘れましたが、ご遺族の方の手許に残っているようでしたら、コピーをいただきましたので、よろしくお願いいたします。

今日は三回目になるのですが、すでにお話がありますように、今村先生は百年前に、当時、日本の植民地であった朝鮮の京城、今で言うソウルで生まれました。お父さんは、朝鮮総督府の若

い官僚、今村武志。この方は後に樺太庁長官になられ、仙台市長もおやりになった方です。母親がこれまた凄くて、民芸で知られる柳宗悦の実の妹であります。最近、中見真理さんという方が岩波新書に『柳宗悦』という本を書いております。それを読むと、ご両親のことが出て参ります。さらに、母親にあたる千枝子さんのお父さん、つまり宗悦のお父さんでもあるわけですが、その方はこの二人の若いころに亡くなり、もっぱら母方で育ったようです。その母方の弟が講道館の創設者、嘉納治五郎で、日本柔道界の生みの親というべき人です。まことにうらやむべき家系の出であります。先生の明晰な頭脳、強靱な体力、これは嘉納治五郎に由来するのかなと思うのですが、卓越した行政能力、芸術への愛好、これらのご両親からの贈り物と言えましよう。中見真理さんの『柳宗悦』を読みますと、宗悦が朝鮮文化に関心を持つようになったのは、姉妹が結婚して朝鮮に住むようになったためと書かれております。おそらく宗悦は、先生の若いころ、朝鮮を訪問するたびに妹のところへ寄り、或いはもしかすれば泊まったのかもしれないが、生まれたばかりの先生を抱いて可愛がったであろうと想像されます。

しかしこのような至福の期間は長く続かず、実母は先生が八歳のころに亡くなります。先生は継母によって育てられることとなります。小学校の上級生のころ、東京を訪ねて書いた旅行記とというのが残されております。私もコピーを拝見いたしました。非常に詳細なものでありまして、

とても小学生が書いたとは思えない内容であります。先生の文才はすでにこのときから現れていたということになります。

さて、先生は、中学校を卒業するまでは京城にて過ごされたようです。その後、一年浪人しまして一九三一年に、仙台の二高に入学いたします。なぜ一年浪人されたのかというのは、私にとつて長らく謎でございます。今村先生のような、生まれつき頭の良い方は、当時は高校に四年で入れた、私でも四年で入ったくらいですから、今村先生が浪人するというのは、とても考えられないことなのです。これはしかし、意味を持って参ります。ところで仙台というのは、今村家の父祖の地であります。先日、お嬢さんに聞いたところでは、今村家は伊達藩に仕えた武士だったそうで、伊達騒動のあおりを食って失脚いたしましたして、それより仙台の近くに住んでおられたという風に聴いておりますが、そういうこともあつて仙台を選ばれたのかもしれませんが。

一九三四年に東大法学部に進みました。同期に丸山眞男、辻清明がいたことは有名なことです。浪人しなかったら、今村先生は一年先になり、この二人の大物と一緒にならずに済んだ。そうしたらどうなるかですが、先ほどから話に出ておりますように、今村先生は学生時代に「大井憲太郎の研究」というレポートを書いております。実は、これは私はまだ見ていないのですが、これは見るか見ないかで話が違ってくるのですが、先程の鈴木賢君の話を聴いておりますと、内容も

素晴らしいようでありまして、たぶん、大学二年生としては想像もできないような立派なものようであります。私もさっそく読んで確かめたいと思うのですが、もしそうであれば、当然東大の先生に認められる。たまたま今村先生がいるときに、丸山眞男のような強力なライバルがいたために、学者になる道をあきらめたと伝えられております。これも、真偽のほどはわかりません。そういうこともあり得るかなと思っているわけなのですけれど。しかし浪人しなかつたら、同期にそういうのがいなかつたわけですから、当然、東大の研究室に残つたのではないか。そうすれば、おそらく東大教授になつたのではないか。そうでないにしても、一流大学の教授になつたのではないかと想像されます。そうなると、北大には来なかつたということになります。北大のサイドから見ると、世の中はなにが幸いするか解らないということかと思ひます。

そこで先生は、三菱商事に入られたのです。ここで田中二郎先生との関係が生じたのではないかと想像しているのですが、このへんは、私は充分に調べておりません。いずれにせよ今村先生につきましても、調べたらわかることが随分たくさん残つていないかと思うので、将来、どなたかによつて本格的な今村成和論が書かれてしかるべきと思ひます。最近はお嬢さんが、有名人の周辺について色々書くことが多いので、これはぜひ、法学部出身の欣子さんに、今の仕事を退職されたあとに今村成和論を書いていただきたいと心から希望しております。

当時、統制経済が始まっており、統制経済法研究会というものがあつて、そこからへんで田中二郎先生と一緒にいる機会があつたのかと、今のところ想像しております。奥さまの話によりまして、今村先生は三菱商事の時代に、俺はもうサラリーマンは嫌だと、中学校の先生でもいいから先生になりたいとおっしゃっていたそうであります。中学校の先生になつて云々というのは、ちよつと中学校の先生に怒られるかもしれない、差別的な発言で申し訳ないと思うのですが、これは奥さまの言葉というか、先生がそうおっしゃつたということで私には責任はありませんのでご了承いただければと思います。

さて、先生は戦後、公取のほうに移つたわけで、これもすでに何人かの先生に紹介されておりますけれど、課長職に就いたわけで、このまま推移していれば、たぶんその後、先生は公取の事務総長になつただろうと思われれます。公取の事務総長は、今日ここにおられます同窓生である糸田省吾、山田昭雄両君が相次いで就任したポスト、何年か空いておりますけれど、相次いで就任した、そういうポストであります。いずれにせよ、今村先生が経済法学者として第一人者であり続けたのは、このときの経験が大きということになります。

もうあまり時間がありませんが、今村先生が北大法学部のスタッフに加わつた経緯は、同時に北大法学部の歴史でもあります。この学部は一九四七年に設立されました北大法文学部の政治・

法律学科に始まります。設立当初は、全国から優れた政治・法律学者が集まっていたのですが、一、二年にしてその多くが去りわずか三人になりました。それで、その学科が存続の危機に直面したのであります。この窮状を打開するために、東大法学部が全面的にバックアップすることになり、菊井維大、鈴木竹雄、田中二郎の三教授が兼任教授として乗り込んできました。彼らの任務の一つは、人事の充実であります。とくに田中二郎（敬称は省略させていただきます）にとつては、公法関係の人事の充実にあつたと思います。そのときに田中二郎に閃いたのは、今村先生を役人から行政法学者に転向させるということであつたと思われます。中学校でもよいという今村先生にとつては、大学教授ならば場所はどこでもいい、北海道でもかまわないという心境になつてくれたのではないかと思います。まして、関係の深い田中二郎の推薦であります。かくして先生は、五〇年三月三十一日付けで北大法文学部の講師になりました。翌日、法文学部が法経学部に変わります。私が四月一日付けで助教授になりました。助教授のほうが講師より上ですから、二年間に渡つて私は今村先生の上役という、大変名誉ある地位を保つことができました。

今村先生に初めて会つたのは、五〇年の秋、東京で開かれた北大法科関係の先生方の集合でした。当時は、兎も角北大には三、四人しかおらず、あとは内地留学者と兼任教授ということになるので、札幌から二、三人東京へ行けば、東京で会合を開けることになります。このとき初めて、

私も今村先生に会いましたが、なんの話をしたか記憶にありません。記憶として非常に鮮明なのが、今日は息子さんがいますので具合が悪いのですけれど、当時、入院手術を受けていた宮崎幸治郎先生について、小山先生から主治医による話として、宮崎先生は末期の胃癌で五年生存率五〇%以下という報告がなされました。私どもは非常に暗澹たる気持ちになりました。中心教授であった宮崎先生も近い将来いなくなるのかということ、もう絶望的な気持ちに陥ったというのが強く印象に残っております。しかし、この医者の見立ては外れました。宮崎先生は奇跡的に回復され、定年を全うされたのみならず、その後十年ほどなお、学者として活躍を続けられました。

二番目に会ったのが、翌五年のお正月ですが、田中二郎家で開かれた新年会であります。当時、東大の先生といえども大部分の先生は生活するのがやっとでありまして、人を呼ぶだけの財力のある先生は少なかったのですが、これも先ほどから盛んに出ておりますように、なにしろ田中二郎でありまして、当時の行政法学界の第一人者、教科書を書くだけ売れる、そういう先生でありましたので財力が充分にあり、お弟子さんを二十〜三十人、呼んだと思います。毎年お正月に大宴会が開かれて、今村先生ご夫妻も、そこに招かれました。私は、田中先生とは北大のスタッフとしては同僚でありますし、家内は当時、婚約中であつたのですが、その家内がどうして招待



されたかということにつきましては、わたし自身の歴史になりますので、これは省略させていただきます。そのときも、感じの良い方だなという印象を持ったのですが、それ以上、何の話をしたかはよく憶えておりません。今村先生は、誰とも隔てなくどんだん話すというタイプではありませんし、私もそういうタイプですから、なかなか、そういった大勢集まるところで話がはずむということはなかったわけです。

結局、話すことが出来るようになったのは、二人とも札幌に来てからということになります。私は五一年の五月中頃に赴任して来たのですが、翌年、今村先生はめでたく教授になって、これは四月にはもう来たと思うのですけれど、赴任して参りました。そこで、私たちのほうが、今村先生ご夫妻を最初にお呼びいたしました。それで、お返しとして、まもなく今村先生ご夫妻から招待されました。そのときに、色々見せていただいたのですけれど、アルバムを拝見しました。いつも、結婚記念日に二人で並んで写っている写真がアルバムに載っていたのですが、何年か経つと、載らなくなりました。何年経つても子どもができないというのが、その理由だと言われまして大変お気の毒だと思つたのですが、それから間もなく、私どものところにも今村家にも、どちらも同じころ、子どもが授かったのです。

以後、家族ぐるみのお付き合いが始まるのですが、とくに今村夫人と私の家内はいずれも、東

京のかなり裕福な家庭に育ちまして、うちの家内は府立第三高女、東京女高師という、これは頭の良い人が進む学校ということになりますが、今村夫人は、女高師の付属の女学校、これは当時典型的なお嬢さん学校でありました。そこのご出身ということで、したがってセレブの程度が今村夫人の方が私の家内よりも一つ上というクラスになるのですが、兎にも角にも、二人の間には共通点が多く、他に札幌で、なかなか心うち解けて話をするという相手がおりましたので、それで家内同士が親しくなったというところから始まるのです。

もう時間がありませんので、あとは全部飛ばします。私と今村先生の間にはほとんど接点がありません。最後のほうに少し書いておきましたが、研究が公法と私法に分かれております。そのために研究会も、公法研究会と民法研究会に分かれる。一緒に議論をするということがありません。それから、先生はスポーツは一切やらない。それから、室内遊戯というところと先生は囲碁をやられたようですが、私は全然やったことがない。酒についても、先生はずいぶん楽しまれたようですが、私はまったくだめと、こういうわけで二人のあいだにほとんど接点がないにもかかわらず、二人のあいだに交流が続いたというのは、先ほどから言っておりますように、家族同士の付き合いにあります。それは最後まで続きました。毎年六月になりますと、私と家内で今村家を訪問いたしました。庭にぎっしり植えられた草花を観賞するというのが年中行事でありました。

一九九六年の六月もそうでありました。その日も、先生は私ども夫婦を庭に招き、色々説明をされました。その数日後、先生は脳梗塞に襲われました。あわてて病院に駆けつけたときには、先生はすでもう意識がなかった。徹夜で、学士院の会報に載せる原稿を書いたあとと聞いております。その後四か月にわたりまして意識が戻らず、ついに十月十三日に、帰らぬ人となったのです。巨星、地に落ちたというのが、私の弔辞の最初の言葉でありました。その後のご遺族のことは、すでに今まで紹介されておりますが、奥様は二〇〇九年四月二十八日に亡くされました。お葬式は家族葬というかたちで行われたので、私もお通夜しか出なかつたのですが、北大関係者はほとんど出席なさらないというかたちで行われたということだけお伝えしたいと思います。あとは書いたものをご覧ください。ありがとうございます。

鈴木賢・五十嵐先生、ありがとうございます。それでは、ちょっと駆け足で参りたいと思います。次に、今村先生の教授として最後のほうで、学部のゼミに参加されました高橋高志様にご登壇いただきます。高橋様は現在、札幌市中央区社会福祉協議会常務理事、事務局長をお務めでございます。高橋様、よろしく願いたします。

感謝の今村ゼミそして「ロフティ・アンビション」

高橋 高志

ご紹介いただきました高橋でございます。本日は、このような席にお招きいただきありがとうございます。ございます。まずもって、今村先生の生誕百年でございますけど、本日、このような素晴らしい企画をご用意いただきました皆様に対し心より感謝を申し上げます。普段から今村先生のことがお心の中にないと、こういう企画はできないと思っております、そのことに敬意を表させていただきます。

さて、私は、昭和四十五年の入学でございますので、四十七・四十八年次のゼミ生で、ただ今お話しいただいた來生先生と時代的に同じではありませんが、お聴きしております私ども学部生と大学院生とはかなり思いが違う部分もあります、私はアカデミック・キャリアはございませんけれど、今村先生は、一般学部生にとっても素晴らしい先生であったということを、重複を

避けながら若干申し述べてまいりたいと思います。時間も押しておりますので、その中で、一点として、今、各先生方からのお話の中にもあちこちに垣間見られたわけですが、お人柄、お振舞いにおける鮮やかなコントラストと言いますか、そのような点。二点目として、先生は、法学部における開拓者というお立場のみならず、「北大百年」を次の百年につなげる節目の時期の学長様として素晴らしい功績を残されたと思いますが、クラーク精神の解釈として、その頃先生が折にふれ述べておられた「ロフティ・アンビション」について、私のことも含めて申し上げたいと思います。

まず、昭和四十五年。ただ今、來生先生のお話にもありましたけれど、やはりその年に北大にいた者にとつては、なにしろ学生紛争ですね。このことが絶えず頭から離れず、また、卒業後も何らかの形で人生の土台になっているように思います。

野坂昭如さんという方がいらつしやつて、「みんな悩んで大きくなった」というテレビコマーシャルがありました。まさにそのような蓄積をしながら、今日にいたっているのではないかと思っております。

私ども一般の学生は、実は、学生紛争時は非常に孤立しておりました。來生先生はもう大学院

に入っていらつしやいましたから、お話のように、学生紛争も高見の見物、お祭り気分というところで良かったんですけど、私たちは前の月まで受験勉強をしております、四月に入りまして入学式もないままに、いきなりヘルメットの学生さんが教室に入ってきて、「君たち、ちょっとこれをどう考える？ 展開してみろよ？」と、こういう話になりました、なかなか対応できるものではないですね。なんとかこの教養時代の二年間を乗りきって学部生活に移行できた時は、正直、「やれやれ良かったな」と、そういう思いでありました。

法学部でのゼミの初回、先生には、「僕は、君たちのコンパにはいつでも行くから呼んでよ」と言っていたきました。それから、それに加えてですね、「僕の家にもいつでもいらつしやい。歓待するから」と、こういう話がございました。

私や多くのゼミ生は、その言葉は、教養部で学生紛争に直面し色々悩んできた者に対する優しいお言葉がけと理解し、たとえ社交辞令であったとしても、それだけで心底からうれしく感じたものでした。ところが、実は、先生のお言葉をお言葉通り(?) 受け取って、その週すぐ(！)に先生宅に伺った二名のゼミ生がしまして、翌週ゼミに来たときに、「実は、俺たち、さつそく先生の家にお邪魔したんだ。奥様は、とても上品でしとやかですごく素敵な方だった。きれいな娘さんが二人いて、一人は教養生だけど、法学部には来ないみたい。妹さんもいたけど、非常に

知的な人だったな」と、そういう話を自慢げにしておりました。そうか、やるもんだなと皆でその話をほほえましく聞きながら、結果的に先生との距離が一気に縮まった出来事でした。

先生は、時に、教師とか教師冥利という言葉をお使いになることがありましたけれど、当時の教養部時代には、知識を切り売りしていただいた「教官」という方はいらつしやつたけれど、「教師」という方はいらつしやらなかったなと。これは、時代的制約、それから規模の制約で止むを得なかったのですけれど、私たちは今村先生のゼミに入つてはじめて、なんとなく、勉強する時に必要な「教師」、恩師というものの存在を感じて勉強することができた、そういう思いがございます。その中で、コンパの話なんかもあるのですが、先生はお話のとおり、我々のコンパにもよく出ていただきました。その都度、結構なお金を、お心遣いをいただきました、「先生、いつもすみません」と私どもがいいいますと、「いや、僕は『行政法入門』を一冊君たちが買つてくれれば、九十円印税が入るから何も心配しないでいいんだよ」と、笑いながら事もなげにそういった話をしていただいております。私の時代は、まだ初版ですので、本の定価は五百五十円くらいだったでしょうか。そういうお話がひとつございました。

それから、たばこですね。先生は、大衆向けのごく低廉な煙草をよく吸つておられました。ゴールデンバットだったでしょうか。まさに庶民・大衆である私の父親も吸っていたたばこでありま

して、父親が、専売公社による高級化政策によってなかなか手に入らないんだよという話を当時しておりましたので、「先生はどうやってそのたばこを手に入れるんですか」とお聞きしますと、これは、君たちの先輩たちがどこそこに行った折りによく買ってきてくれるんだよと、にこにこしながら話しておられました。

それから、コンパの時に先生の隣の席に座るとですね、実は意外と、学会のことなどもお話しいただくことができました。我々は、内容が良くわからないので、気楽に差し障りのない範囲で言っていたのだと思うんですが、たとえば、「きみ、正田くんって知っているかな。ほら、美智子皇太子妃の弟さんだよ。彼は、こう言っているんだ」

そういったような話ですね。当時は、話の中身は、私にはよく分かりませんでした。先ほど、來生先生からいただいたレジュメを、その時いただければもう少し会話らしい会話もできたかと思うんですけども……。しかし、自分たちは基礎の部分をするわけですが、そういうお話を聴く中で、そういう世界の雰囲気をかき取らせていただく中で、地道な法律の勉強も、先生のそばにいらるとこういうことをやればわかっていくんだなあと、何かそういう自信めいたものが出てまいりまして、大きな励みになったものでした。

私が先生のゼミに入らせていただいたいきつかけとなりましたのは、先ほどからお話に出ており



ます『行政法入門』との出会いでありました。今もなお畠山先生に引き継がれて出版されているこの本を最初に見たときです。はしがきにありますよね。

「行政法はつまらない、無味乾燥だとよくいわれるが、市民生活に対する行政の介入が飛躍的に増大した今日では、受け身の態度に止まることなく、市民としての立場から、主体的に考えていく必要がある。そういうように主体的にとらえていけば、つまらないなんてことはないんじゃないか」と、そういった趣旨のくだりがあると思いますが、その何行かのインパクトのある文章に大きな感銘を受けました。

また、大学紛争時代の自分の価値観を整理する中で、そういう思いで行政のほうに入れば、自分たちの学生時代の総括と言いますか、前向きな答えも出るのではないかと、そういった思いで、先生の教えを踏まえて行政マンになろうと決意し、三十七年間、札幌市に勤めてまいりました。今は関係団体に勤めておりますけれど、先生との出会いが、私の学生生活というか、今の職業人としての礎を作っていたのだと、感謝の思いで一杯でございます。

次に、先生のみごとなコントラストということがあります。

これは、ただ今の各先生のお話からお分かりになると思いますが、先生は幅広い分野でご活躍

いただいたわけですが、色々な顔をもお持ちで、動と静、剛と柔、あるいは強と弱。ある時は強く、ある時は弱くと、そういうことですよ。そのベースにあるのは、弱きものには優しく、強いものには立ち向かうという、そういうことなんでしょうと思います。例えば、同じゼミでありまして、ただいまの畠山先生・來生先生のお話では、大学院では、ゼミ生が準備不足だと先生の強い言葉の力に押しつぶされそうになった方もいらつしやった(?)ということでありましたが、私たち学部生のゼミでは全くそういうことはなくて、やはり弱い者には優しくということ、この人たちは、まだせいぜい深瀬先生の憲法ぐらいしか勉強してきてないんだから、しょうがないだろうと。十五分〜二十分位、ゼミ生の報告を我慢してしっかりと聴いていただきました、そのあと、理路整然と体系的に学説、判例等の説明をしていただいたわけです。それは、私たちにとっては、うーん、そういうことか。そういうふうを考えていけばいいのかと。非常にありがたい経験を積み重ねさせていただいたわけでありませう。

ことほど左様に、このようなことについてのさまざま場面も持ち合わせているのですが、時間の関係もあろうかと思えますので省略させていただきます。

それでは、二点目のロフティ・アンビション (lofly ambition) ということについていきたいと思います。実は、

今村先生に、きみは良い名前だねと言われたことがあります。その時は、その意味が良く分かりませんでした。昭和五十年でしようか。入学式・卒業式がしばらくなくて、その年に、先生が学長として初めての卒業式・入学式を迎えられたと思うんですけど、その時に述べられた言葉であります。先生は、その後、北大百年を次の世代に繋ぐ理念として、この言葉を繰り返し、言い続けてこられたように思います。

最近、ちよつと用事がありまして、先生が最後に教鞭をとられた北海学園大学に行く機会がありました。先生は最後、ご自分が所蔵する図書を全て北海学園大学に寄贈されたとお聞きしておりますので、この機に、どのようになっているかと思いましたが、事前にあらかじめ必要な手続きをして入ったのですけれど、たぶん三千冊くらいあったと思うんですが、膨大な量であること、また、かなり時も流れたこともありまして、今は、地下四階の閉架図書室に所蔵されています。地下室みたいなところですから、なんとなく先生と二人で会話をしているような思いにとらわれました。「君たちは、今、何をしているんだい?」。そう言われた時にですね、「地方自治体で三十七年間、自分なりにやりました。それから、今の地方自治体は、先生の時代と比べ、時を重ねて市民本位の行政が一定程度できてきていること、自分もその流れの中で勤め終えたこと、また、実は、六十歳を過ぎても、北大構内を通るフルマラソンの大会に出たりしていて、構内を走

りながら、それなりの感慨に浸ったりすることもあります」というと、「そうかい、そんなに元気なら、きみ、これからはやつぱりロフティ・アンビションだね。孫・子世代へのための責任を果たしたらいいんじゃないの」と、そんなことを言われたような思いがいたしました。

自分が、そのことができていないという思いもありまして、私のお話の最後に、昭和五十年年度の卒業式の時に先生が卒業生に述べられた言葉、これは、『北大百年前後』（北海道大学図書刊行会制作、一九八一年）という先生の書物に収められていますけれど、その言葉を読み上げさせていただきます。

今村先生は、卒業式の告辞の中の一部でこのように述べておられます。君は名前が良いねというのは、ここでちょっとわかつたんですけれど。

「クラーク博士は札幌農学校の開校式の演説に際しては、ロフティ・アンビション (lofty ambition) という言葉を使っておられます。高まちな志とでもいうべきであります。私が諸君に期待するのもこのようなアンビションであります。それは、要するに、社会にとって価値ある努力目標を見定め、それに全力を傾注することであろうかと思えます。おそらく賢明なる諸君は、すでにそのようなロフティ・アンビションを胸の内に秘めておられることでしょう。それなくしては、大学教育を受けたという名に値しないのであります。しかし、問題は今後にあるの

でございまして、どうか諸君は、諸君のロフティ・アンビションを現代社会の風潮の中で年とともに風化させることなく、世相の如何にかかわらず発展させていただきたい。これが私の最大の願いであります。どうか諸君、くれぐれも健康に留意してください。ときには元氣な姿で、大学を訪れてください。」

先生は、このようなお言葉を述べられ、社会的責任の自覚を呼びかけておられます。  
今後の自分の新たな努力目標にしたいと思っております。

ご清聴ありがとうございました。

鈴木賢・高橋高志様、どうもありがとうございます。ロフティ・アンビションというのはまさに「高志」ですので、お名前になつていると、そういうことで今村先生が良い名前だなという風におっしゃったんだと思います。我々、大学の教員は、大学院生に対して見せる顔と学部の学生に対して見せる顔とはかなり違つておりまして、そういう意味では、今村先生が学部生にどういう接し方をしていたのかということが今のスピーチから伺えたかと思えます。それでは今日の、今村先生 生誕百周年を記念する集いの締めめのスピーチに参りたいと思えます。スピーカーは、法学研究科長を歴任されました名誉教授でいらつしやいます、厚谷襄児様です。厚谷先生は、今村先生が北大赴任前にお勤めだった公正取引委員会から北大に移られたという共通の経歴をお持ちの、経済法の専門家でいらつしやいます。それでは厚谷先生、お願いいたします。

## 公正取引委員会当時の今村成和先生

厚 谷 襄 児

ご紹介いただきました厚谷です。私が申し上げることは、來生先生のレジュメをご覧ください。一枚めくりますと、今村先生の略歴がごございます。そこに、一九四七年八月、公正取引委員会事務局嘱託とあります。次のページに、一九五〇年三月、北海道大学法学部講師とあります。今村先生は二年半、公正取引委員会事務局に勤務しておりました。その間独占禁止法の特別法であります事業者団体の法の制定、運用の業務に携わっております。事業者団体法は、一九四八年七月五日に国会を通過しましたが、それから五年経ちました一九五三年に廃止されています。現在、独占禁止法八条に事業者団体の活動を規制する規定があります。このような法律であります。今村先生は、その制定の仕事をされ、初期の運用を担当されており、そのことについてご紹介したいと思います。

來生先生のレジュメに、今村先生は、一九四七年八月公正取引委員会事務局嘱託とありますが、

それは八月十五日です。次いで、九月一日に公正取引委員会事務局調査部第一課の勤務となります。この部署は、他の官庁と法令等の調整をするところであり、種々の関係法令等を調査されておられたということです。独占禁止法は、一九四七年三月三十一日に成立し、同年七月一日に施行されています。公正取引委員会事務局は、官庁・役所といいますが、職員は各官庁から出向された方、あるいは民間企業から派遣された方であり、官庁らしい官庁ではなかったのではないかと思います。何時か今村先生に尋ねたことがあります。先生は、どうして公正取引委員会にお入りになったのですかと。そうしましたら、財閥解体の持株整理委員会の委員の方が三菱商事の顧問弁護士であり、その方の紹介だったということをお聴いたことがあります。

先生が調査部第一課におりました一九四七年十二月二十四日、総司令部（GHQ）から、事業者団体法（Trade Association Law）の制定の指令が出ました。当時、経済安定本部と公正取引委員会にとりまして、事業者団体の問題は大きな問題でした。というのは、我が国の戦時統制経済の担い手が事業者団体だったから、その整理と今後の事業者団体のあり方に追われていたのですが、法律を制定することまでは考えていなかったのです。それが、急に法律の制定を指令されたのです。その英文の法律案が渡されたのです。そこで、制定の準備作業が始まりました。法律の制定は、総務課の担当ですが、調査第一課は他省との調整ということで、今村先生は、それ以後



「この仕事の応援も受け持っていた」と思い出の記に書かれております（『また、時は流れて―追想の今村先生』、今村先生追悼文集刊行会、一九九七年、六頁）。

公正取引委員会による事業者団体の法案は、九次案までありますけれど、この成案の作成過程で、大変ご苦労されたのは、各省との折衝のみでなく、総司令部との折衝がありました。総司令部は厳しい態度でした。総司令部から示された法案は僅か九ヶ条でしたので、これではとても法律にならないということで、法案を作成し、総司令部と折衝するのです。第一条の目的規定から意見が合いませんでした。九次案まで作成して、ようやく国会に提出し、一九四八年七月五日に成立し、即日施行ということになります。

今村先生は、この事業者団体を掌る、事業者団体課長になります。七月二十九日です。この部署で事業者団体の運用を担当し、それから一年、調査第一課長に替わります。各省との折衝をする部署です。その翌年の三月三十一日、文部省に出向となります。

官庁では、所管する法律が成立すると、その解説書を刊行します。事業者団体法については、「公正取引委員会事務局編『事業者団体の法解説』海口書店」です。この解説書は、事務局の職員三名の方が執筆し、今村先生は、「第二編實體規定」（九七〜二二九頁）を担当しました。本書は、昭和二十三年八月十五日初版、八月二十五日印刷、九月一日発行となっています。本書の「例言」

の日付けは七月十一日です。今村先生は、約一四〇頁を執筆しています。一九四八年一月に法案作成作業が始まり、その後、公正取引委員会の審議、各省との折衝、総司令部との折衝などが重なり、その後国会の審議があり、公聴会が開かれ、法案の改正があり、さらに、事務上、想定問答集を作成するなどの合間に執筆したのですから、大変なご苦労があつたと思います。

先生は、公正取引委員会を退官した後の一九五〇年十二月に弘文堂から『條解事業者団体法』を発行しています。この著書は、逐条の解釈の範囲を超えてアメリカの判例の紹介にとめるとともに我が国の同法の運用状況を明らかにしています。そして、一九五六年に有斐閣から『私的独占禁止法の研究』を発刊されました。その第一編が「米國反トラスト法の研究―私的独占禁止法の背景」となっており、その第二章が「産業団体と反トラスト法」と題しています。これは本書の「序」において、「私の『條解事業者団体法』の反トラスト法に関する記述を集めたもの」であると記しています。

今村先生の独占禁止法の研究はアメリカの反トラスト法に始まっているといえると思います。今村先生は、「結局私は、行政法と経済法という二足のわらじを履くことになって、今日に至っている」と書いておられます（『時は流れて』北海道大学図書刊行会、一九八六年、八一―八二頁）。そして、先生は、「独占禁止法の研究についてもその先達としての役割を担って来たつもり

である」(京城中学校第十八回卒業生の方々の八十歳記念文集である『ぼく八十歳』一九九二年、六二頁)と自負しておられます。まことに、今村説は即通説であり、研究者にとつても、公正取引委員会の実務においても、今村説は極めて重要な役割を果たしてきたといえます。我が国において、経済法学が形成されたのは、第二次世界大戦後のことであり、戦前の統制経済法と全く性格を異にするものであります。そのなかにあつて、今村先生が、僅かな期間、公正取引委員会に勤務され、それが縁となつて独占禁止法、経済法の研究をなされたということは、経済法学界にとつてまことに幸運なことであつたと思つています。

最後に一言付け加えますと、先生がご存命のときから信山社が出版しております『日本立法資料全集』の一冊として、事業者団体法の企画があり、今村先生ご自身が保管しておりました事業者団体法の立法過程の資料を纏める作業を始めておられました。それが叶わぬこととなりました。それで、不肖ではありますが、私が、その最後の作業を引き受けております。一つ一つの資料を理解するのが、大変難しいところがあるのです。先生のご存命中によくお聴きしておけばよかつたと思いますが、残念なことにそれができません。何とか、刊行にこぎ着けたいと思つております。

これで、私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

鈴木賢・厚谷先生、ありがとうございます。今村先生の残されたお仕事がまだ出版を今、進めている最中だというのは驚くべきことで、おそろくもう少し時間がかかるかと思えますけれど、今村先生、最後のお仕事がもうすぐ出るといふことになります。

以上六名の、縁のある方々から、色々な側面から今村先生について語っていただきました。改めて、先生の残された足跡の偉大さに思いを致すことができましたと思います。六名の皆さまには、心から感謝申し上げます。

それでは、本日の集いの閉会にあたりまして、北大法学研究科とともにこの会を主催いたしました北大法学部同窓会の向井諭会長よりご挨拶を申し上げます。向井様、よろしく願います。

## 閉会の挨拶

向 井 諭

向井でございます。本日は、ホーム・カミングデーの今村先生 生誕百年記念の行事にお集まり頂きまして、誠に有難うございます。私は昭和四十四年から五十年まで北大におりました。その間に、ここにいらつしゃいます五十嵐先生、それから中村先生にも教えて頂きましたし、多分、來生先生、畠山先生とも廊下ですれ違ったこと位はあるかもしれませんが。それから厚谷先生、高橋さん、今日は本当に有難うございます。先ほどから、本当に楽しいお話を聴かせて頂き、有難うございました。四十数年前の学生時代に戻ったような感じです。実は、來生先生のレジユメにありましたとおり、昭和四十四年四月に入学式が粉碎されましたが、その時、現場にいたのが私でございます。この日の朝、学校に出てきますと、入学式場の体育館に入れません。どうなるんだろうと思っているうちに、結局よく分からないまま教養部の教室に入れられて、そこから私の学生生活は始まりました。入学式はありませんでした。その後はもう、大体レジユメの通りです

が、正確に言いますとあのレジメとは一寸違ってしまして、入学の後には四・二八沖繩反戦デーがあつて本部が封鎖され、その後に革マルが図書館を封鎖し、次に文系四学部を全共闘系が封鎖し、その後に教養部も封鎖ということになりましたが、確かにそういう学生時代でありました。

私は学部に移行しましてからゼミを四つ取りました。四つ取ったんですけど、その中に今村ゼミは入っておりません。何故かと言いますと、誰に聞いても、あそこは難しい、止めろと言われましたし、今村先生をお見かけしても、にこやかな顔をされていた印象がないのですね。今日のこの写真はとても良い写真です。学部移行の頃に、こんなお顔の今村先生にお目にかかっていたら、あるいは今村ゼミに入っていたかもしれない。そうなっていたら、私の人生に吉と出たか凶と出たかは分かりませんが。ただ今村ゼミに行っていればまた面白い話も聴けたかなといった思いはあります。

今日は本当に楽しい一日でした。皆さまには、お出で頂き、本当に有難うございます。ホーム・カミングデー、本当に、札幌に帰っていらつしゃいという趣旨もございます。私はずっと札幌でございますので、本州、四国、九州のことを内地と言いますが、内地は暑いんです。四十度です。それより札幌のほうが数段過ごしやすいので、地球温暖化になりますと、そのうちに、札幌が首都になるのじゃないかなという気がしております。皆さま、また来年、ホーム・カミングデー

がありますけれど、ぜひ北の街に帰ってきて頂きたいと思います。今日は本当に有難うございました。

鈴木賢・向井会長、ありがとうございました。今年のホームカミングデーはこういうかたちで、今村先生の生誕百年を記念するという企画を致しました。来年以降も、北大全体のホームカミングデーに合わせまして、法学部ないしは文系で企画を致しますので、また来年以降も、北大キャンパスに帰って来ていただければ幸いです。

今村成和先生 生誕 100 年記念の集い



島山 武道(はたけやま・たけみち) 早稲田大学法務研究科教授・北海道大学名誉教授。一九四四年、北海道生まれ。北海道大学大学院法学研究科博士課程修了、法学博士。行政法・環境法専攻。主著に『アメリカの環境保護法』(北海道大学図書刊行会)、『アメリカの環境訴訟』(北海道大学出版会)、『考えながら学ぶ環境法』(三省堂)。

來生 新(きすぎ・しん) 放送大学副学長・横浜国立大学名誉教授。一九四七年、北海道生まれ。北海道大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。経済法・行政法専攻。主著に『産業経済法(ぎょうせい)』、編著『政府と企業』、『消費生活と法』(岩波書店 講座現代の法)、編著『海洋問題入門―海洋の総合的管理を学ぶ』(丸善)。

中村 睦男(なかもむら・むつお) 北海道大学名誉教授、元北海道大学総長。一九三九年、北海道生まれ。北海道大学大学院法学研究科修士課程修了、法学博士。憲法専攻。主著に『社会権法理の形成』(有斐閣)、『社会権の解釈』(有斐閣 共著)、『はじめての憲法学』(三省堂、編著)。

五十嵐 清(いがらしきよし) 北海道大学名誉教授。一九二五年、新潟県生まれ。東京大学大学院特別研究生前期修了、法学博士。比較法専攻。主著に『現代比較法学の諸相』(信山社出版)、『法学入門(第三版)』(悠々社)、『比較法ハンドブック』(勁草書房)。

高橋 高志(たかはし・たかし) 社会福祉法人 札幌市中央区社会福祉協議会常務理事。一九五〇年、北海道生まれ。北海道大学法学部法律学科卒業。今村ゼミに在籍。一九七四年、札幌市採用。財政部を振り出しに、本庁、道庁經濟部(併任)、各区役所等の福祉職場経験を経て二〇一三年から現職。

厚谷 襄児(あつや・じょうじ) 北海道大学名誉教授・弁護士(日比谷総合法律事務所)。一九三四年、北海道生まれ。東北大学法学部卒業。公正取引委員会事務局勤務。経済法(独占禁止法)専攻。主著に『独占禁止法論集(北海道大学法学部叢書一五)』(有斐閣)、『独占禁止法入門(日経文庫七版)』(日本経済新聞出版社)、『新現代経済法入門』(法律文化社、共著)。

向井 諭(むかい・さとし) 弁護士。一九四九年、北海道生まれ。北海道大学法学部卒業。一九七八年、弁護士登録(札幌弁護士会)。一九八〇年、向井論法律事務所開設。二〇〇七年、札幌弁護士会会長。二〇〇八年、北海道弁護士会連合会理事長。二〇一〇年、日本弁護士連合会副会長。二〇一二年十月、北海道大学法学部同窓会会長。

鈴木 賢(すずき・けん) 北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター長・教授。一九六〇年、北海道生まれ。北海道大学大学院法学研究科博士課程修了、博士(法学)。中国法・台湾法専攻。主著に『現代中国法入門』(有斐閣 共著)、『中国にとって法とは何か』(岩波書店、共著)、『文化大革命の遺制と闘う徐友漁と中国のリベラリズム』(社会評論社、共著)。

## 刊行の言葉

日本社会を覆う改革の潮流の中で、大学も知の孤島から社会に開かれた知の拠点になるべきことは言うまでもありません。北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センターも、二〇〇〇年四月の発足以来、社会科学の最先端の研究成果や各界の知的リーダーの叡智を社会にフィードバックすることを目指してきました。

二十一世紀に入り、日本は政治、教育、経済などあらゆる分野で混沌の度を深めています。改革という言葉は政治家の口からもマスメディアにも頻繁に語られています。何が改められるべき課題であり、どのような道筋をたどって改革を進めるべきかという基本的な部分で、議論が十分深められているとは言えません。

改革とは一握りのリーダーによって可能になるものではありません。広範な市民が同時代に存在する政策的課題を認識し、その解決に向けた基本的な理念を共有してこそ、時代は動いていくことができます。市民による同時代に対する認識を深めるための手がかりとして、ここにセンターブックレットを刊行します。

当センターは今まで、国政や地方政治の前線で活躍するリーダー、同時代の日本や世界を鋭く分析する作品を発表した研究者など、様々な方々をお招きし、知的触発の場を設けてきました。それらは、日ごろマスメディアでは伝えられないような生きた現実に関する体験的分析であったり、社会科学の研究の醍醐味を伝えてくれるものであったりします。こうしたゲストのお話が一度限りで消えてしまうのはもったいないことで、そうしたシンポジウムの記録を広く地域社会と共有するために、このブックレットは作られました。

今の日本では、効率優先、実利志向に基づく改革の中で、大学における社会科学の研究の意義が見失われかねないという現実があります。しかし、私たちが真に主権者として、社会の担い手として、自分たちの生きる国や地域社会のあり方を作り変えるためには、一見迂遠であり、無益に見えても、政治や社会の課題について考え、議論するという作業を蓄積することが土台になるはずです。このブックレットを通して、大学のそのような活動について理解していただき、議論の広場に参加していただければ、幸いです。

二〇〇二年十一月三〇日

ACADEMIA JURIS BOOKLET 2014 No.34

## 今村成和先生 生誕 100 年記念の集い

---

2014 年 5 月 15 日 発行

著 者— 畠山 武道 來生 新 中村 睦男 五十嵐 清  
高橋 高志 厚谷 襄児 向井 諭 鈴木 賢

編 者— 北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター

発 行 者— 鈴木 賢

制 作— 小林 淳子 (北海道大学法学研究科)

表紙画像— [PHOTO STOCKER] 高解像度のフリー写真 <http://photo.v-colors.com/>

---

ISBN 978-4-902066-33-3 C0031

©北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター

ISBN 978-4-902066-33-3 C0031

